広報

ふくしま

2022
4
No.785

揮毫／名誉町民 秋元 貢氏（第58代横綱千代の富士）

今月号の主な内容

- 令和４年度町政執行方針 P 2
- 令和４年度教育行政執行方針 P 9
- 令和４年度一般会計当初予算の概要 P12
- 町議会定例会３月会議 P14
- 町長のしごと日記 P16
- タウン情報 P17
- 卒業式特集 P18
- 役場からのお知らせ P20
- 水道料金変更のお知らせ P21
- 国民健康保険税税率改正について P22
- 障がい福祉サービス・制度のお知らせ P24
- 国民年金のお知らせ P26
- 半島振興法に係る租税特別措置について P27
- リフォーム補助制度のお知らせ P28
- 診療所だより～やまゆりの風～ P29
- ご存じですか？福島町の様々な制度 P30
- 生涯学習コーナー P32
- 図書室ＮＥＷＳ P33
- 三師会健康情報 P34
- 福島消防団員募集のお知らせ P35
- 「住人十色」へ掲載してみませんか？ P36
- ちびっこギャラリー　ほか P37
- 住人十色　ほか P38

表紙写真：北海道福島商業高等学校卒業式（３月１日（火））

北方領土返還要求運動のシンボルの花「千島桜」

令和４年度 町政執行方針

３月８日（火）から開催された『町議会定例会３月会議』において、鳴海町長と小野寺教育長より、まちづくりの方針である「町政執行方針」と「教育行政執行方針」が表明されました。
鳴海町長と小野寺教育長が示した方針についてお伝えします。

福島町長　鳴海清春

Ⅰ　はじめに

新たな年のスタートは、新型コロナウイルス感染症の第６波が爆発的な感染の広がりを見せ、また、年明けから大雪に見舞われるなど、大変厳しい１年の始まりとなっております。

岸田首相は、国会における施政方針演説において、「岸田政権の最優先課題は、新型コロナ対応です。」と明言しております。

町では、65歳以上の高齢者等の３回目のワクチン接種をほぼ終え、現在、64歳以下の方々のワクチン接種を進めており、町民の健康を第一優先に新型コロナウイルス対策に取り組んでまいります。

今、日本全体の人口が減少していく中にあって、当町においても人口減少が続いており、如何に未来へ〝まち〟を繋いでいくかが、大きな課題となっております。

町においては、「第５次福島町総合計画・後期実施計画」の３年目を迎え、福島商業高校の魅力化事業の一環として、全国から生徒を募集するための青少年交流センターの建設、また、浜の主力産業である昆布養殖やウニの優良な種苗生産と種苗生産事業の合理化による生産コストの削減を目的とした総合的な種苗センターの建設など、次代へ〝まち〟を繋ぐための様々な大型事業を予定しております。

私は、町長に就任以来、一貫して町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念である「町民との協働によるまちづくり」と「思いやりのある行政」を政治姿勢の基軸とし、基幹産業である水産振興や子育て支援を重点に町政を推進しております。

国は、令和４年度の一般会計予算の総額を、107．６兆円とし、４年連続の大型予算となっております。

また、歳入において税収が企業の業績改善などにより過去最高額になるとしております。

なお、地方財政対策においては、地方交付税が出口ベースで３．５％増の18兆538億円と４年連続増額となっております。

このような背景を踏まえ、町では、まちづくりの柱である「第５次福島町総合計画・後期実施計画」及び「第２期福島町人口ビジョン・総合戦略」の着実な推進により、次の新たな時代へ〝まち〟を繋ぐ重要な年と位置づけ、様々な産業支援策を講ずることとしております。

新型コロナウイルス感染症という新たな脅威、困難に直面し、福島町に住むすべての町民がそれぞれ問題意識を持ち、我が事と捉え、先人たちが脈々と築き上げてきた歴史や文化を最大限に生かし、勇気をもって新たなものにチャレンジする。

そのような挑戦する姿勢が地域の魅力を高め、地域経済を循環させ、〝まち〟の発展へとつながっていくものと確信しております。

困難を乗り越えた先に明るい未来があると信じ、町民が共に力を合わせ、知恵

を出し合い、お互いに助け合い、絆を深め、それぞれの町民一人ひとりが小さなまちづくりを実践する。

困難だからできないとあきらめるのではなく、このような困難な中にあって、何ができるかを模索する。

そのことが変化に繋がり、その結果が改革を生み、私たちの進むべき道が開けてきます。

私は、今の時代を生かされるものの一人として、その責任において、この厳しい時代、困難から逃げることなく、まちづくりの課題と謙虚に向き合い、常に町民の思いに寄り添い、思いやりのある行政を職員とともに全力で取り組んでまいります。

Ⅱ　町政の基本方針

はじめに、町政運営に対する基本姿勢について申し上げます。

町の政策の柱である「第5次福島町総合計画」で掲げたテーマの「力を合わせ新たな時代を築き 次代につなぐ福島」の実現に向けて、全力で政策の実現に取り組んでまいります。

なお、「第5次福島町総合計画」については、令和5年度が計画の最終年度でありますので、令和4年度から第6次計画策定に向けた作業を進めてまいります。

町政に臨む基本姿勢については、「第5次福島町総合計画の基本計画及び実施計画」を基本とし、引き続き、産業振興など町の生産の基盤を成す予算を中心に、地場の産業に繋がる事業や子育て支援、高齢者が安心して住み暮らせる政策予算を積極的に措置しております。

高齢化と人口減少が続く中で、各分野において人手不足が顕在化してきており、次の時代を担う人材育成が急務となっております。

町においても人材育成の基軸となる福島商業高等学校の魅力化に向け、広く全道・全国に人材を求めるための青少年交流センターの建設を進めるとともに、まちの活力となる若者の定住促進を図るため、引き続き子育て支援に重点を置きながら若者の定住促進に向けた住宅整備を促進してまいります。

また、人口減少が続く中で、限られた予算を最大限に活用し、真に必要な事業予算を選択し、常に改革、改善を行い、今できる最善の行政サービスの維持に努めてまいります。

Ⅲ　主な施策の推進

次に、令和4年度におけるまちづくりについて、「第5次福島町総合計画」の「7つのまちづくりの目標」の実現に向け、次の重点施策に沿って申し上げます。

1　次世代を担うリーダー等の育成

令和2年国勢調査における当町の速報値は3千794人で、平成27年国勢調査と比較すると△14．2％の人口減少となっております。

北海道の中でも人口減少が進む厳しい状況となっておりますが、厳しい時代の中にあっても先人が築いてきた歴史や基盤を大切にしながら、新たな視点を加え、今住んでいる人が輝くことで住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めています。

これからの〝まち〟を創造していくためには、まちづくりを担う人材の育成が最重要課題であり、町長に就任以来、産業・福祉・教育・行政などのあらゆる分野で、人材の育成に努めてまいりました。

令和4年度においても引き続き「福島町人財育成支援事業補助金」の積極的な活用を促すとともに、次代を担う若者等の交流・人材育成の拠点となる「青少年交流センター」の整備を進め、全道・全国から多様な若者等を受入れ、デジタル化社会に対応できる人材を育成すると同時に、こうした若者等が定着できるよう取り組みを進めてまいります。

地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化の加速度的な進行、高度情報化の進展、地球規模での環境問題の深刻化など、大きな変化を遂げています。

地域住民と接する機会の多い基礎自治体の市町村は、こうした変化に対応し住民福祉の向上を図る重要な役割を担っています。

こうした状況に柔軟に対応し、住民の意識の変化を的確に捉え、課題の解決を図るためには、職員の政策立案及び政策法務能力の向上に加え専門的知識の向上が必要であり、個々の能力を高めるよう積極的に改革する意識や指導力・協調性を兼ね備えた職員育成が必要なことから、引き続き研修機会の確保に努めてまいります。

当町では、大学が有する高度な研究・分析能力、専門的な知識や研究成果等をまちづくりに活かすため、各大学と包括連携協定を締結し事業に取り組んでまいりました。

引き続き連携事業の取り組みを進めると同時に、各大学と今後の方向性について協議を進め整理してまいります。

2　産業の再生による雇用の創出

新型コロナウイルス感染症などの影響による魚価の低迷や海水温の上昇により資源が減少するなど、当町の基幹産業である水産業は依然として厳しい環境にあります。

特に、主力の養殖昆布及びイカ漁の生産額の落ち込みが続いている状況にあります。

町では、今年度から持続的な前浜資源の生産確保を目的とした「種苗生産等施設整備事業」の実施をスタートさせることとしております。なお、当事業について、国庫補助事業の計画

承認及び予算確保が確約されたことから、施設整備に向けて関連する事務を進めてまいります。

北海道が事業主体となる第2種吉岡漁港の整備については、機能保全事業として橋梁架替工事及び岸壁改良工事として屋根整備、低天端化を同時進行し生産基盤の向上が図られることとなっております。

なお、橋梁架替工事については、2か年事業となり令和5年中の供用開始が予定されております。

「新たな陸上養殖技術の開発による蝦夷アワビブランド化事業」については、昨年、一般社団法人福島町まちづくり工房が函館市の株式会社五島軒と共同開発した「北海道福島町あわびカレー」がレトルトカレーとしては高額にもかかわらず、多くの方から高評価を得たところであります。

陸上養殖される蝦夷アワビ

福島町に来れば、いつでもアワビを食べられることを目標に取り組んできたところであり、引き続き陸上養殖アワビの販売拡大と知名度向上に向けて取り組んでまいります。

農業については、耕地面積も狭隘で小規模農家が多い状況に加え、就業者の高齢化と後継者不足によって経営基盤も零細で、農家戸数も減少するとともに生産体制の弱体化や農業活動の低下により非常に厳しい状況にあります。

地域の農業を維持・持続させることが産業の底上げに不可欠であり、農業担い手として就農している若手農業者を中心とした組織体制づくりを支援し、共同作業の取り組みなどの推進を図るとともに、関係団体と連携しながら就農者の確保に努めてまいります。

林業については、林業振興の基盤となる福島町森林組合の再建計画が、令和2年度に5年計画の再建計画を1年前倒しで終了し、また、令和4年度中には短期借入金の返済も完済となる見込みとなっております。

町では、これからの町有林の施業を「伐って、使って、植える」仕組みづくりの確立を図り、林業の産業成長化と森林の適切な管理を森林組合と歩調を合わせ進めてまいります。

また、若者等の担い手の育成並びに木材の有効活用による消費拡大などの取り組みを推進するとともに、助成制度を活用した民有林の適正管理及び町有林の整備・保全を進めるため、林道や作業道などの整備による効率化を図ってまいります。

北海道が事業主体となる「塩釜地区山腹工事」は、令和4年度に着手することとなっており、地域住民の災害防止を図り、安心して暮らせる生活環境の整備を進めてまいります。

町内商工業は、近年の少子高齢化の状況と相まって、商工業者数も減少傾向にあり、多様化した消費者ニーズによる購買力の町外流出に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、商業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域経済に大きな影響を及ぼすことから、感染状況に応じた経済対策について、今後も必要な支援に努めるとともに、商工会と連携を図り小規模事業者が安定した経営を維持するための取り組みを支援してまいります。

農林水産業をはじめ町内商工業者の創業促進は、地域経済の活性化や雇用の創出に重要なことであることから、新たに起業する事業者や事業を承継する若者などの担い手を対象とした「チャレンジスピリット応援条例」の制度の周知に努めるとともに、起業の促進に取り組んでまいります。

ふるさと納税制度については、地場産品の消費拡大及び地元商品のPRに繋がっており、地元企業と連携を図り魅力ある返礼品の充実に努めてまいります。

なお、ふるさと応援基金の活用として、若者の人材育成や定住促進事業に活用してまいります。

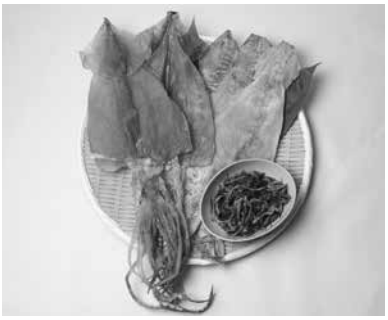
ふるさと納税寄附者へ提供している返礼品（一部）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、これまでに経験したことのないような危機を、全国の観光産業に影響をもたらしております。

当町においても一時ではありますが、「岩部クルーズ」においても緊急事態宣言により運航休止した時期はありましたが、乗船人数は昨年、過去最大の人数となったところであり、当町の地域資源のポテンシャルと可能性を改めて認識したところであります。

令和4年度においては、指定管理者制度を導入した中で運航を開始することになりますので、安全運航を最優先に利用者へのサービス向上を更に図るとともに、地域資源の魅力や価値を一層引き出し情報発信に努めてまいります。

当町の夏の風物詩である「九重部屋の夏合宿」については、昨年、一昨年と新型コロナウイルス感染症の影響により中止を余儀なくされておりましたが、令和4年度についても、当町で開催される全国中学校相撲選手権大会の日程と重なり施設等が使用できなくなることから、夏合宿の実施については厳しい状況であると思慮しているところであります。

3　若者等の定住対策・子育て環境の充実

私は町長に就任以来、定住及び少子化対策は〝まち〟の存続に係わる課題と捉え、重点的に取り組んでまいりました。

地域全体で子育てを支えていく必要があり、子育て世帯の経済負担を軽減するため、国に先駆けて実施した保育料や給食費等の無償化、定住促進住宅等奨励事業、出産祝金及び高校生までの医療費無料化等、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を引き続き実施することにより、当町での暮らしを応援してまいります。

なお、住環境の向上を図ることが定住対策に繋がることから、新たに住宅のリフォーム支援制度を構築、支援することで、町内経済の循環を促してまいります。

認定こども園については、「すべての子どもにとってもっともふさわしい教育及び生活の場を保障し、保護者とともに子どもの教育及び福祉向上を積極的に推進する。」を理念に運営をしております。

引き続き、保育機能と教育機能の充実に努めながら、保護者のニーズに柔軟に対応した保育・教育サービスを提供してまいります。

子育て支援センターについては、その機能の充実に努め、子育ての拠点施設として、子育てに対する不安や悩みの解決を手助けする育児相談や子どもの遊びを通じて、保護者同士が情報の共有を図られるよう運営してまいります。

子育て支援センターで交流する子どもたち

学童保育については、子育て中の保護者が仕事と子育てを両立できるよう支援するとともに、成長期にある子ども達に安全で安心な生活が保障できるよう、家庭のように当たり前に過ごすことができる場を提供してまいります。

町外への人口流出を防ぎ、若者等を中心とした子育て世代の定住を促進するとともに、快適で安心して住める住環境を提供するため、若者・子育て賃貸住宅整備プロジェクトと定住促進住宅整備プロジェクトを同時並行して進めております。

令和4年度においては、若者・子育て賃貸住宅整備プロジェクトは、既存住宅3棟12戸の解体工事と1棟2戸の住宅建設工事を実施いたします。

また、定住促進住宅整備プロジェクトは、子育て世帯に対応した住宅建設に向け、建設予定地の造成工事を実施してまいります。

両プロジェクトの確実な推進により、若者等の定住促進と移住対策に取り組んでまいります。

4　がん予防対策の充実

我が国は、国民皆保険制度を通じ世界最高レベルの平均寿命と医療水準を実現しているところでありますが、高齢化の加速度的な進展と生活習慣病が増加し、死亡原因でも生活習慣病は約6割、医療費で3割を占めることから、生活習慣病対策が必要となっております。

当町においても、生活習慣病対策は重要な課題と認識しており、早期発見・治療により発症や重症化を防ぎ、生活習慣の改善により予防することが可能でありますので、一次予防に重点を置き、特定健診による予防医療をはじめ、栄養や食生活、運動などの生活習慣全般の改善に向けた、健康相談、健康料理教室などを引き続き実施するとともに、医療費の抑制に努めてまいります。

当町は、平成28年度に制定した「福島町がんなんかに負けない基本条例」に基づき、町民のがん予防対策を推進してまいりましたが、効果的な検診率の向上につながっていない状況にあります。このようなことから町は、町立診療所及び町内医療機関と連携を図りながら効果的な啓発活動を展開することで、検診率の向上を図ってまいります。

がんは、日本人の2人に一人が一生のうち一度は発症するとのデータがあり、日本人にとって身近な病気であることから、引き続き関係機関と連携を図り、受診意識高揚に向けた個別勧奨や再勧奨などの普及啓発に取り組み、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指してまいります。

健康フェスティバルにおいて行われた「手洗い体験コーナー」

また、たばこを吸う本人以外がたばこの煙にさらされる受動喫煙は、肺がんをはじめ脳卒中などを引き起こす要因となることから、引き続き町内会館等も含めた公共施設の敷地内禁煙に取り組み、健康フェスティバルにおける講演会の開催や役場庁舎の懸垂幕を利用するなどの、啓発活動を中心に町全体で受動喫煙防止活動の強化を図ってまいります。

やまゆりクリニックについては、町民の一次医療を担う医療機関として、町民が安心して医療を受けられるような体制を図るとともに、経営の健全化を目指してまいります。

また、町内介護事業所との連携強化を図るなど、高齢者の地域ケアの推進に取り組むとともに、各種がん検診に加え、特定健診の個別受診などの積極的なＰＲを実施してまいります。

5　高齢者等の安心安全な生活環境の充実

全国的な背景としては、家族同士の助け合いや地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民同士の社会的つながりも希薄化するなど地域社会は大きく変容しております。

「地域共生社会」はこの

ような社会構造を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題などを「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切にし、地域を伴に創っていく社会を目指しているものであります。

当町においては、「地域共生社会」の実現に向けて「第3期福島町地域福祉計画」に基づき、引き続き関係各機関とも連携を図りながら、住民相互の助け合い・支え合い活動で〝きずな〟を深め、まちを〝元気〟にする福祉のまちづくりを目指してまいります。

日本全体の総人口が減少する中で、総人口に占める高齢者人口は令和3年9月で29．1％と過去最大で、当町の高齢化率は、令和4年1月末現在50．5％と約2人に一人が高齢者という超高齢化社会を迎えております。

全ての高齢者の方に「まちづくり」等に参加をしていただくなど、様々な事柄に携わっていただくことは、町の活性化につながってまいります。

このため、町としましては、長年町の発展のために寄与された高齢者の方々が、生きがいを持ちながら健康で安心して生活が送れる地域を目指して、介護予防・生活支援・健康づくり・生きがいづくり等の取り組みを引き続き実施し、住み慣れた地域で自立した生活が確保され、社会参加が促されるよう支援してまいります。

地域福祉を担う行政の重要なパートナーである社会福祉法人福島町社会福祉協議会については、住民福祉の向上を図るための福祉サービスをはじめ各種の相談業務などの分野を担うとともに、その役割は益々重要度が増しております。

このため、福祉行政の補完的な役割を担う組織体制の安定化を図ることは、町の福祉行政の充実には不可欠でありますので、引き続き安定的な財政運営が図られるよう支援してまいります。

温泉健康保養センターについては、令和5年度の整備に向けて「新たな吉岡温泉建設基本計画」の策定を委託しており、令和5年度の整備着手に向けて、本年度は、実施設計に着手してまいります。

介護保険事業については、「福島町第8期介護保険事業計画」に基づき、高齢者一人ひとりがいつまでも元気でいきいきと活動し、安心して暮らすことができ、可能な限りその人らしく自立し、医療、介護等の支援が必要になっても、住み慣れた地域で、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」、「住まい」が一体的に提供され生活できる地域包括ケアシステムの実現を目指してまいります。

国民健康保険事業については、北海道と市町村が一体となって広域による事業運営が進められております。

保険料の平準化に向けた保険料水準の統一については、令和6年度までに統一することとされていることから、当町においては、国保連合会から示された保険料統一シミュレーションに基づき、令和4年度から段階的に税率を改正するとともに、引き続き、安定した制度が維持できるよう、北海道と連携しながら取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業については、後期高齢者医療に係る保険料率は、都道府県単位で計算され2年に一度見直しを行うこととなっております。

令和4年度から新しい保険料率となりますが、全ての高齢者の皆様が安心して必要な医療が受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、円滑な制度の運用に努めてまいります。

障がい者福祉については、「福島町第6期障がい福祉計画」及び「福島町第2期障がい児福祉計画」に基づくとともに、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある方が自立して日常生活や社会生活を送ることができるよう、引き続き必要な福祉サービスの提供、相談支援及び提供体制の確保に努めてまいります。

水道事業については、水道事業経営戦略の策定をはじめ、上水道から簡易水道に移行するなど経営健全化に努めております。

そのような中にあって、これまで当町の水道料金は、平成8年から25年間改定されておらず、その料金水準は全道でも高い水準となっております。

町では、この解消に向け、高齢者などの水道使用量の少ない世帯の負担を軽減するため、令和4年度から水道料金の一部を改訂いたします。

また、水道は、町民の方々の日常生活に欠くことのできない重要なインフラ施設であり、引き続き適切な設備更新と経営健全化に努め、安全・安心な水の供給に努めてまいります。

合併浄化槽整備事業については、当町の自然を将来に繋げ町を維持していくためには、環境の保全は欠くことのできない課題であることから、水洗化の普及による快適な居住環境の創出と大切な自然環境を守るとともに、公共水域の水質汚濁防止を図るため、設置に伴う補助及び融資をＰＲしながら、事業を推進してまいります。

また、平成31年1月に総務大臣より「公営企業会計の更なる推進について」の通知があり、令和5年度末までに浄化槽整備特別会計の地方公営企業法適用が求められており、法適用に向けた移行作業を令和4年度から令和5年度の2か年計画により進めてまいります。

家庭等から排出される可燃ゴミについては、渡島廃棄物処理広域連合において処理されておりますが、当町は広域連合構成町のうち処理に要する人口一人当たりの負担額が最も高くなっております。

このことから渡島西部広域事務組合を中心として構成町が協同し、ゴミ減量化に向けた町民意識の改革による、ゴミの発生と抑制を進めるとともに、財政負担

の軽減を図ってまいります。
なお、ゴミ減量化の推進は単町だけでは困難性があることから、渡島西部広域事務組合と連携を図りながら進めてまいります。
また、引き続き不法投棄の未然防止に努めてまいります。
道路は、町民の日常生活と町内外における経済活動の基盤となるものであり、これらの基幹となる国道及び道道については、沿線の各町内会から多様な要望がなされております。
速やかに課題が解決できるよう、適切な維持管理や道路改良の早期実施に向けて、引き続き関係機関に要請してまいります。
町道の改良及び橋梁などについては、各地域からの要望を踏まえるとともに、緊急性と優先度を勘案しながら、「第5次福島町総合計画後期実施計画」及び「長寿命化計画」に基づき、安全で安心に使用できる道路及び橋梁等の機能保全に向けた整備を計画的に推進してまいります。
町営住宅については、人口減少に対応した管理戸数の整理と、老朽化が著しい改良住宅の再編、そして若者や子育て世帯が安心して暮らせる住宅ストックを確保する目的から、若者・子育て向けの定住住宅整備を進めてまいります。また、既存の町営住宅についても入居者が安心して暮らせるよう、計画的な維持・修繕と日常の管理に努め、快適な住環境を提供してまいります。
町内の空き家対策については、「空家等の適正管理に関する条例」による解体補助を継続するとともに、危険空き家の解消に努め、隣接する町民の不安の解消に努めてまいります。
例年、季節を問わず全国各地でこれまでに経験のしたことの無いような自然災害が発生しており、各地の住民生活に甚大な被害をもたらすとともに、住民生活に多大な影響を与えております。
想定外の大規模な自然災害に備えるため、「国土強靭化計画」に基づき、防災・減災に向けて取り組むとともに、自然災害から町民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを推進してまいります。
また、新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害発生時に新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を適切に行いながら、避難所の運営が行われるよう防災備蓄品や運営体制を整えるとともに、防災マップの改定を進めてまいります。
地域コミュニティの活動拠点である各町内会館等については、令和4年度においても、引き続き計画に基づき整備してまいります。
近年、世界各地で異常気象による災害が発生し、北海道や当町においても大雨や大雪の発生頻度が増加するなど、住民生活に多大な影響を与えており、その主な要因として、地球温暖化があげられております。
このため、北海道では「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを表明し、取り組みを加速させているところであります。
当町においても、環境にやさしい「電気自動車」の導入や、新たな吉岡温泉施設の整備にあたっては、「木質バイオマスボイラー」を導入するなど、地域資源が循環する仕組みを推進し、小さなことから脱炭素化社会の実現に向けて取り組んでまいります。
また、コンブ・海草などのブルーカーボン生態系の利活用を模索してまいります。

6　地域資源を活用した交流人口の促進

当町は、日本が世界に誇る世紀の遺産「青函トンネル」、日本唯一の「二人の横綱が誕生した町」、道南の秀峰「大千軒岳」や道南の秘境「岩部海岸」、「青の洞窟」等の素晴らしい自然や景観、「殿様街道」をはじめとした歴史に基づく史実、海や山からの特産品の数々等、地域資源が豊富な町であります。
人流の抑制が伴う新型コロナウイルス感染症の影響は計り知れないものがありますが、この様な、地域に存在する多様な地域資源を活用して、地域の活性化に取り組むとともに、交流人口や関係人口の創出を図ってまいります。
「食」による地域の魅力を発信するため、町内の飲食店が協力し福島町観光協会がプロデュースした「フードツーリズムプロジェクト」が展開され、1年が経過しております。
フードツーリズムプロジェクトで開発された「アワビカレー」と「いかとんび入り和風パスタ」については、改めて町民の皆様への周知等に取り組んでまいります。
また、当町の豊かな「食」を活かし、地域の活性化に繋げるため、新たな「フードメニュー」の開発などの取り組みについて支援してまいります。
観光情報や地域の魅力の発信については、様々な媒体を活用し積極的に発信することが重要でありますので、観光ホームページやポスター、パンフレット等によりPRを実施するとともに、イベントや観光施策及び地域資源の積極的なプロモーション活動に取り組んでまいります。

7　第2青函トンネル構想の実現

第2青函トンネル構想の実現に向けた取り組みについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、機運を高めるための講演会の開催や、各方面への要請活動については自粛せざるを得ない状況となっており、思うような活動の展開が妨げられております。
この様な状況ではありますが、昨年11月には北海道選出の衆議院議員及び参議院議員の東京事務所を訪問し、第2青函トンネルの必要性と構想の実現に向けた活動について理解を求めるとともに、国政の場においても議論を深めていただけるよう、要請を行ってまいりました。
令和4年度においては、全道に第2青函トンネルの必要性を認知していただく

ため、関係団体と連携しながら札幌市内でのシンポジウム開催に向けて調整してまいります。

本構想については、渡島総合開発期成会での令和５年度の要望事項として取り組めるよう調整を進めているところでありますが、北海道全体の振興・地域の活性化の底上げには、大変重要な事業として、オール北海道として取り組めるよう、北海道経済連合会などの民間団体とも連携を深めながら、北海道に働きかけてまいります。

青函トンネル記念館前で第２青函トンネル構想をＰＲ

Ⅳ　令和４年度予算概要

国の令和４年度予算編成は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策に重点を置きながら、地方財政計画では、我が国経済の先行きが不透明な中、感染症対応、社会保障関係費、デジタル化・脱炭素・地方創生の推進などに係る歳出増を踏まえ、地方交付税が前年度比３．５％、６千153億円増の18兆538億円となったところであります。

当町における予算編成については、第５次福島町総合計画を基軸とし、有利な財源の確保を図るとともに、事業推進に向けた予算計上に努めております。

町の予算編成方針としては、経常経費の縮減に努めるとともに、定住向け町有住宅建設など大型事業が始まることから、優先順位の洗い出しと事業の確実な推進を図ってまいります。

まず歳入の町税においては、新型コロナウイルス感染症に関連し社会全体が経済低迷の影響を受けている状況から、ほぼ前年並みの４億９千200万円を計上しております。

また、主要な財源である普通交付税については、国の出口ベースや前年度実績などを考慮し、当初予算では６．０％増の17億４千400万円としたところであります。

歳出においては、昨年度解体が終わった跡地に建設する定住向け町有住宅整備事業の実施や、種苗センター整備事業及び吉岡温泉整備事業に向けた設計費などの計上と、老朽化している生活館等の再編整備、併せて各地区の生活道路の改修などを重点的に取り組んでいくこととしております。

また、今年度も引き続き産業基盤の充実を図るためチャレンジスピリット応援事業を継続するとともに、少子高齢化に伴う子育て支援や定住対策に取り組んでまいります。

各会計の歳入歳出予算額は、

一般会計
　42億７千69万３千円
国民健康保険特別会計
　７億６千53万９千円
介護保険特別会計
　５億４千947万９千円
（うち保険事業勘定５億４千770万５千円、
　サービス事業勘定177万４千円）
後期高齢者医療特別会計
　８千64万７千円
浄化槽整備特別会計
　６千536万８千円
町立診療所特別会計
　１億１千23万７千円
水道事業特別会計
　２億４千901万５千円
計60億８千597万８千円

となります。

Ⅴ　むすび

以上、令和４年度の町政執行に臨むにあたり、私の所信を申し上げました。

新型コロナウイルス感染症という私たちがこれまで経験したことのないような厳しい困難が立ちはだかっております。

このような困難な時代にあって、地域が助け合う共助や公共が支援する公助が重要となります。

世界の歴史を紐解いてみますと、これまでも第二次世界大戦、世界恐慌、リーマンショックなど様々な困難があり、その都度、人類は英知を集結し、その困難を乗り越えてきた歴史があります。

我々の前に立ちはだかる壁は未知なるものがあり、未だ問題の解決に至っておりませんが、過去の歴史において、越えられない困難はなく、町民の生命と財産を守るという強い思いと行動をもって、町民の安心安全を優先的に取り組んでまいります。

私は町長就任以来、常に心に刻んでいる思い、そして町政に向き合う姿勢として、町民の思いに寄り添い、真摯で思いやりのある行政を目指してきたところであります。

私は、町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念を尊重し、まちづくりの主体である町民の声に耳を傾け、町民からまちづくりの仕事を託された議会と行政がしっかり議論し、「協働によるまちづくり」の実現に努めてまいります。

世界四大聖人の一人「孔子」の言葉に、「己の欲せざるところ、人に施すこと勿れ」とあります。

孔子は、他人の身になって思い、語り、行動することを強調しております。人の心も自分の心と同じように思いやる心の大切さを説いております。

福島町で暮らす町民一人ひとりが笑顔で過ごせるよう、他人を思いやる心をもって、新たな一年を町民の皆様と共に、本方針に掲げた政策の実現を目指してまいります。

これまで、町民並びに町議会議員の皆様から様々な機会を通じて、いただいた多くの意見や提言に、真摯に耳を傾け、町民の皆様の思いに誠実に向き合い、町民の思いに寄り添った政策の実現に向けて、職員一丸となってさらなる町政の推進に邁進する所存であります。

最後に、町民の皆様の深いご理解とご協力並びに町議会議員の皆様のご指導とご支援を引き続き賜りますようお願い申し上げ、町政執行方針とさせていただきます。

令和4年度
教育行政執行方針

教育長　小野寺則之

1　はじめに

令和3年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、町民の皆様をはじめ町議会議員の皆様に、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

2年以上続くコロナ禍にあって、これまで当たり前のようにできていたことが、中止や多くの制約を受け、子どもたちを取り巻く学びの環境が大きく変化しております。

当町においても、「いかに学びの場を保障するか」が問われ続けており、未来の創り手となる子どもたちのために、この逆境を乗り越え、社会で生きていく必要な資質・能力を確実に備えることのできる教育の実現が求められています。

「未来を担う力を、福島町で」という合言葉の下、次代を担う子どもたちの健やかな成長と、目まぐるしく変化する社会においても、たくましく生きる力を育む教育に誠心誠意取り組んでまいります。

令和4年度は大きな節目となる課題が教育行政に課せられており、福島商業高等学校はもとより、各小中学校、生涯学習事業においても地域に根差した、魅力ある学校・施設・事業となるよう、町民の信頼に応える教育行政を推進してまいります。

以下、教育委員会として令和4年度に重点的に取り組む施策について申し述べます。

2　福島商業高校の魅力化について

福島商業高校の令和4年度入学者の出願状況は10人となっており、昨年度に続き「2年連続の10名未満」という道立高校の再編整備基準は、回避できる見込みとなっております。

町では、令和3年2月開催の「福島町高校の在り方に関する協議会」において、「全道・全国から生徒募集を行い、地域密着型で魅力ある教育課程づくりを行う」という2つの大きな柱を提言いただきました。

令和3年度においてはこの提言に沿い、魅力ある福島商業高校となるためにはどのようなことが必要か検討してきたところです。

令和4年度においては、これまで準備してきた事項を着実に実施し、全道・全国の生徒に福島商業高校の魅力をPRしていく年となります。

6月上旬にはホームページを立ち上げ、8月までに道央・道南圏を対象とした新聞広告により、福島商業高校の魅力を広く周知してまいります。

6月から9月まで随時インターネットでの入学相談会に参画し、また9月には東京都で開催される全国規模の相談会に、生徒・教職員が参加し、多くの中学生にPR活動を行ってまいります。

また、同じく9月にオープンキャンパスを開催し、福島商業高校を現に見ていただき、その魅力を伝えていくこととしております。

福島商業高校の新たな魅力向上策として、町費により生徒一人ひとりにノートパソコンを貸与するとともに、GIGAスクールサポーターを高校にも派遣し、ICT教育の充実を図ってまいります。

福島町と包括連携協定を締結している公立はこだて未来大学や、商学部のある函館大学など高大連携事業を推進し、進学や社会に出て活躍する意欲の向上を図ります。

また、地域の現状や課題を理解し解決していく資質を伸ばす地域課題探求学習や、伝統のある商業教育と合わせて魅力ある教育課程づくりを行い、現代社会が求める人材を育成する福島商業高校となるよう全力で支援してまいります。

さらに、これまで行ってきた資格取得や部活動等に対する支援、通学費補助などを継続しながら、魅力ある高校となるよう、福島商業高校教職員とともに努力してまいります。

福島商業高校前で行われた学校祭パレード

3　青少年交流センター整備事業について

人口減少・少子化が急激に進行し、町の活力低下が懸念されており、福島町の持続的なまちづくりを考える上で、若者の力は必要不可欠であります。

町では次代を担う人材を育成するため、青少年交流センターを整備し、就業体験や研修・実習、テレワークやワーケーション、友好市町との児童生徒交流、そして福島商業高校の生徒など、全道・全国から若者を受け入れます。

全室エアコンによる冷暖房を完備し、wi-fi環境や個室のユニットバス等を備え、利用者が快適に福島町で滞在できる施設とします。

施設のコミュニュティラウンジやレストスペースでは、少人数から50名程度の講演会等を開催でき、町内・町外の多様な方々が交流・学習できる場所となるよう、運営計画を構築してまいります。

利用者には福島町の自然や歴史、産業などの魅力を理解してもらい、交流人口の拡大、ひいては移住・定住につながることを目標とするものです。

4　全国中学校相撲選手権大会の開催

令和4年8月20・21日開催の全国中学校相撲選手権大会に向けて、令和3年6月に実行委員会を組織し、8月には東京都立川大会を視察するなど、鋭意準備を進めてまいりました。

大会はコロナ感染症拡大防止から無観客開催といたしますが、選手及び役員約600名の来町を予定しており、指定旅行業者が北斗市から松前町の

宿泊先や、福島町までの交通アクセスの確保を準備しているところです。
　また、実行委員会や運営委員会の開催頻度を増加させ、コロナ禍に対応した感染予防の徹底と、福島町を訪れる大会関係者を温かくお迎えするよう、渡島中学校体育連盟や各関係機関と準備を進めてまいります。

5 学校教育について

(1) 「学びの保障」を実践する学校運営

　コロナ禍が2年以上続き、なお終息の気配がなく、集団活動が大きな制約を受けるなど、学校教育現場に多大な影響を及ぼしております。
　当町においては、三密の回避、手洗い・消毒、体温測定による体調管理など、最大限感染予防に努めてまいりました。
　コロナとの闘いは、さらに長期間となることを覚悟し、令和4年度においてもこれまで実践してきた「学校の新しい生活様式」の取り組みを行うとともに、学校行事、授業の方法などを工夫し、なお一層感染予防に努めてまいります。
　新しい学習指導要領が小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から実施されました。
　学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程を編成・実施・評価し、改善を図る流れを、計画的、組織的に推進するカリキュラムマネジメントを展開することが求められています。
　学習指導要領に示された資質・能力の育成を着実に進め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、多様な個性を最大限生かす「協働的な学び」の一体的な充実が重要となっています。
　この2つの学びを効果的に学習できるツールがＩＣＴであり、福島町では渡島管内でもいち早くＩＣＴ教育に積極的に取り組んできました。
　令和4年度においても、国庫補助事業を活用したＧＩＧＡスクールサポーターを配置し、各学校におけるＩＣＴ教育のコーディネーターとして活用してまいります。
　また、コロナ感染症の拡大により学校が休業となっても、タブレット型端末を家庭へ持ち帰り、ｅ-ライブラリや遠隔授業により、「学びを止めない」教育活動を行ってまいります。

(2) いのちを守る教育

　令和3年8月2日に中学生が水難事故に遭い、8日後に亡くなるという痛ましい事故が発生いたしました。
　ご遺族に対しておかけする言葉もなく、ただただ安らかなご冥福と再発防止に取り組むことをお誓い申し上げました。本年7月7日に、女性としてはじめて津軽海峡を泳いで横断した尾迫千恵子氏と、その監督である宇田快氏を当町にお招きし、水泳指導を行っていただくことにしています。
　また同日に、日本赤十字社北海道支部のご協力により、着衣泳や「浮いて待て」の水難事故防止実技講習をあわせて実施いたします。
　さらに7月12日には、函館海上保安部職員による水難事故防止学習会を開催し、海での命を守る行動・知識の習得に努力してまいります。
　道徳の時間など学校教育の中でも「いのちを大切にする教育」を行い、心の悩みを誰かに相談し、解決に向けて努力する心を育み、いじめの防止等に取り組んでまいります。
　またインターネットやソーシャル・ネットワーク・サービスによるいじめや誹謗中傷などが増加しています。
　令和3年度に策定した「情報モラルハンドブック」により、児童生徒・保護者に対して、インターネットを楽しむ上での注意事項や、個人情報保護の大切さを啓蒙してまいります。

(3) 学校環境の整備

　令和2年度に良好な教育環境を長期間にわたって維持していくよう「福島町教育施設等長寿命化計画」を策定したところです。
　令和4年度も本計画による修繕等を行い、児童生徒が安全に過ごすことができるよう、施設の維持管理を行ってまいります。
　教員住宅については、住環境向上のため利用者の要望を聞きながら、修繕を実施してまいります。

(4) 学校給食

　人間は食べるという行為を毎日行っており、生命を維持する必要不可欠な営みであり、学校給食は食への正しい知識を習得し、健康な体作りを学ぶ重要な教育活動です。
　令和3年度に購入した精米保冷庫を活用し、年間を通じ安定して学校給食に使用できるようになりました。
　令和2年度町内産米が900kg・使用率43.9％だったのに対し、令和3年度は1500kg・使用率73.1％となりました。
　令和4年度においては町内産米の使用率80％を目標とし、また他の食材についてもなるべく多く活用する地産地消の取り組みを進めてまいります。
　さらに、安全・安心で豊かな学校給食の提供に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付ける食育の推進を、引き続き図ってまいります。

6 生涯学習について

(1) 青少年教育

　ふるさとの歴史や豊かな自然を体験する機会など提供することで、子供たちの創造性や協調性を育んでいくことが重要であります。
　令和3年度は、コロナ禍の影響で多くの事業を中止する一方、41開催できる事業は感染予防に最大限配慮し実施してまいりました。
　令和4年度においても引き続き感染予防に最大限配慮し、なるべく多くの事業を実施してまいります。
　主に小学生を対象とした「福島学ジュニア」では、渡島西部森林室と協力した道南スギを活用した木育事業や、千軒地区での自然観察会、縄文時代の耳飾りづくり体験など、郷土の魅力を再発見してもらう体験プログラムを企画してまいります。
　情操教育の一環として開催している、児童生徒向けの芸術鑑賞事業はコロナ禍により2年間開催を中止しておりますが、開催時期や方法等について近隣町とも連携を図りながら実施してまいります。
　過疎地域の子どもたちだからこそ、都市部の子どもたちと同じようにＩＣＴ教育を学ぶことが、これからの時代を生きる青少年に必要な取り組みであります。
　令和元年度から実施している「プログラミング教室」について、本年度は小学生から高校生までを対象に、学習支援やキャリア教育、これまで行ってきたプログラミング教室を融合させた事業を、冬休み期間中に5日間程度行うことにしています。
　主な講師を大学生として、冬休みの宿題や苦手な分野を解決するための学習支援、プログラミング学習を行うとともに、子どもたちが自らの将来のことについて考える力を養うキャリア教育を実施するものです。
　児童生徒が自由に参加しながら、自分に合った勉強のやり方や、ＩＣＴを使った学習を楽しく学べる機会とします。
　令和4年度の友好町の児童生徒交流事業は、夏季に長野県木曽町から中学生が福島町へ、福島町から長崎県松浦市に中学生を派遣し、友好の絆を深める予定となっています。

多くの子どもたちが参加した
プログラミング教室

(2) 成年教育

町民が芸術文化に接する機会の充実や、活動への支援を通じて、豊かな感性を磨き、潤いのある生活となるよう生涯学習を支援していくことが重要です。

令和3年度は感染対策に留意し取り組んできましたが、残念ながら町民文化祭や生活講座の一部を開催することができず、町民芸術鑑賞会を昨年に引き続き代替事業として実施しました。

令和4年度は、感染対策を最大限実施し、開催方法の工夫と各文化団体及び町民の皆さまと協働して、多くの行事の開催に取り組んでまいります。

民法が改正され、令和4年4月1日から成人は18歳となりますが、福島町成人式の対象者については、これまで通り20歳とし、大人への節目を共にお祝いし、励まし合う行事にしたいという願いから、名称を「二十歳（はたち）を祝う会」とする予定です。

コロナウイルス感染症予防に最大限留意しながら、引き続き8月13日に開催してまいります。

(3) 高齢者

生涯にわたって豊かで潤いのある生活を送っていただくため開催している高齢者学級については、コロナ禍の影響で令和2年度、3年度と2年連続開催できませんでした。

令和4年度については、参加者の意向を把握しながら、感染症予防対策に最大限留意した学習プログラムの実施と、参加者相互の交流に努めてまいります。

(4) 読書活動の推進

令和3年度から本格的な運用を開始した図書システムにより、自宅から読みたい本が検索できるなど、コロナ禍に対応した利便性の向上に努めてきたところです。

また、図書室から借りた本が、銀行の通帳と同じように記録される「読書通帳システム」では、開始から約10か月で通帳1冊分の312冊を借りた方が2名おり、「読書横綱」として表彰させていただきました。

利用者については、12月末時点で令和2年度の約1.1倍の2千7百名、貸出冊数は約1.2倍の1万3千冊となったところです。

令和4年度は、2つの取り組みをさらにPRするとともに、蔵書の充実と定期的な企画展示等を行い、図書室の利用促進を図ってまいります。

さらに、読書感想文・感想画コンクールや移動図書の実施、図書室サポーターの読み聞かせへの支援、乳幼児へのブックスタート事業などの読書活動を推進してまいります。

7 スポーツについて

(1) 青少年教育

令和3年度は昨年に引き続き、スポーツ活動についても、各種大会、行事の中止を余儀なくされました。

令和4年度については、感染予防に最大限留意し開催方法を工夫するなど、できるだけ多くの行事を実施してまいります。

これまで当町で開催されてきた「わんぱく相撲大会」は、主催者である函館青年会議所から、令和4年度は函館市で開催する旨連絡があったところです。

なお、大会運営等への協力要請もあり、これまでの経験を活かし大会が成功するよう協力してまいります。

また、「千代の富士杯争奪相撲大会」や「北海道中学校相撲大会」を関係機関と連携を図りながら開催し、「横綱の里」として相撲に親しむ環境づくりに努めます。

子どもたちの体力向上を図るため、学校及びスポーツ団体と連携し、少年少女体力テストや縄跳び大会などを実施してまいります。

さらに、地域の宝である子どもたちが取り組む、野球、サッカー、相撲、空手などのスポーツ少年団の活動が、円滑に進むよう支援してまいります。

(2) 成年教育

町民の体力作りは健康づくりにもつながり、生活習慣病を予防するためにも、各種大会やスポーツなどの機会を提供することが大切です。

吉岡地区合同運動会やふれあいスポーツ大会は2年連続中止となりましたが、町民相互の親睦を深める行事となっていますので、感染予防に留意しながら開催を計画してまいります。

また、水泳教室やパークゴルフ大会、ソフトバレーボール大会など令和3年度に実施できた行事や大会は、三密を避ける、換気をこまめに行うなど開催方法を工夫するとともに、各関係団体と協力し大会実施を支援してまいります。

(3) 南北海道駅伝競走大会

福島町におけるスポーツ最大の行事である「南北海道駅伝競走大会」も、2年連続中止となったところです。

令和4年度は第40回記念大会となりますので、充実した大会と選手の安全を第一に考えた運営を計画し、関係者のご協力を頂きながら、10月下旬に開催してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、自動計測システムの導入を検討しております。競技役員を大幅に減員することで中継地点やゴール付近の混雑を避け、三密を回避することが大きな目的となっています。

8 文化財等について

(1) 文化財

文化財は、郷土福島町の歴史、文化などを理解するために欠くことのできないものであり、私達には、その価値を次の世代へと伝える責務があります。

「松前神楽」については、平成30年に国の重要無形民俗文化財に指定されたことを記念し、令和3年度に公演会を開催する予定でしたが、コロナ禍の影響により中止となりました。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、この後も開催が困難となる伝統行事の増加が見込まれます。福島町松前神楽保存会をはじめ、無形民俗文化財を保持する各保存会との連携を強め、伝統文化存続のためのきめ細かな支援をしてまいります。

(2) 歴史図書

令和3年2月に郷土の歴史や、偉大な先輩方に学ぶことを目的に、『北海道ふくしま歴史物語』を刊行いたしました。

令和4年度には、本書を活用した歴史講演会や学芸員による出前授業、関係資料を用いた企画展示等を行うことにしております。

また、町ホームページにて閲覧が可能となっておりますので、あわせてPRに努めてまいります。

児童生徒をはじめ町民の皆さんに、郷土福島町への誇りと愛着を持ってもらうよう、より充実した「ふるさと教育」に取り組んでまいります。

(3) 文化財等を保管する施設の整備

町で所有する民俗資料や埋蔵文化財資料を保管しております旧吉岡支所、チロップ館両施設とも老朽化が著しいため、文化財の長期的保存管理について、継続して検討してまいります。

また、これらの資料を十分に活用するために必要な収蔵台帳等の再整理を行い、先人が遺した貴重な文化財については、町内関係団体と連携し、保存や伝承を助けるとともに、調査記録及び普及活用に取り組んでまいります。

9 むすびに

以上、令和4年度における主な施策の概要を申し上げましたが、福島町教育目標や福島町教育大綱の理念を忘れず、教育行政を進めることが重要であります。

長引くコロナ禍にあって、教育を取り巻く環境は厳しいものがありますが、町民の皆さまが生きがいを持ち、楽しく学び続けることができる福島町となるよう、心のこもった教育行政を推進してまいります。

町民並びに町議会の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和4年度教育行政執行方針といたします。

概要をお知らせします

衛　生　費　4億1,447万6千円

＝老人保健対策、ゴミ・し尿処理対策や温泉健康保養センター管理費などの費用として＝

◇ドクターヘリ運航・いきいき健康ふくしま推進事業等に　899万5千円
◇各種検診・予防接種等の予防費に　2,998万6千円
◇墓地公園管理費などの環境衛生費に　417万5千円
◇火葬場施設の維持管理費に　382万6千円
◇子ども医療費の助成費用等に　1,089万1千円
◇重度心身障がい者の医療扶助費等に　1,229万5千円
◇ひとり親家庭等の医療扶助費等に　270万9千円
◇温泉健康保養センター管理運営費に　5,813万3千円
◇吉岡温泉整備工事実施設計委託料に　3,760万0千円
◇ゴミ収集業務・ゴミ袋購入費等に　5,056万3千円
◇資源ゴミ・し尿処理のための渡島西部広域事務組合負担金として　1億1,913万1千円
◇可燃ゴミ処理のため渡島廃棄物処理広域連合負担金として　6,678万0千円

農林水産業費　2億2,705万円

＝農業・林業の振興や治山・林道事業の費用として＝

◇農業委員会費に　164万9千円
◇農林業担い手養成事業費等に　772万0千円
◇活性化センターの管理運営費等に　134万7千円
◇町有林造成事業に　1,755万5千円
◇熊等による被害対策費に　504万0千円
◇広域基幹林道島前線改良事業費に　1,500万0千円
◇森林公園管理費に　208万8千円

＝増養殖事業など水産業の振興対策の費用として＝

◇産業振興資金貸付金や水産業担い手支援事業費などの水産振興費に　8,135万6千円
◇蝦夷アワビブランド化事業費に　1,138万6千円
◇漁港や船揚場の維持管理費に　1,735万5千円
◇吉岡漁港岸壁等の保全事業負担金に　3,943万4千円
◇漁村センター・横綱ビーチ等の運営・改修費に　1,504万9千円

商　工　費　7,090万3千円

＝地場産業の振興と観光振興の費用として＝

◇福島町商工会補助金やプレミアム付商品券助成金などの商工振興費に　2,005万4千円
◇観光協会補助金や岩部海岸クルーズ船事業等の観光費に　1,684万6千円
◇横綱記念館の管理運営費に　1,612万5千円
◇特産品センターの管理費に　253万7千円
◇青函トンネル記念館の管理運営費に　1,412万2千円

土　木　費　4億4,013万2千円

＝住みよい生活環境をつくるための道路や排水路、町営住宅などの整備費用として＝

◇街路灯電気料補助金や道路橋梁の維持管理費に　359万2千円
◇除排雪業務などの道路維持補修費等に　9,235万7千円
◇橋梁の維持補修費等に　4,414万1千円
◇町道の新設や改良のための事業費に　8,013万0千円
◇河川管理及び改修事業費に　2,262万9千円
◇新緑公園グラウンドなどの管理費に　1,257万7千円
◇空家等対策支援事業費に　1,040万4千円
◇町営住宅補修などの住宅管理費に　2,165万8千円
◇定住向け町有住宅整備事業費に　1億4,822万1千円

消　防　費　2億8,879万5千円

＝消防対策や防災対策の費用として＝

◇防災行政無線の維持などの災害対策費に　949万9千円
◇消防・救急のための渡島西部広域事務組合負担金として　2億7,929万6千円

教　育　費　1億8,978万円

＝豊かな地域教育の振興に努めるための費用として＝

◇教育関係団体と大会参加助成・友好市町交流・英語指導助手(ALT)などに　892万8千円
◇高校魅力化推進事業費に　2,122万6千円
◇全国中学校相撲大会事業費に　600万0千円
◇児童生徒輸送費・就園、就学奨励援助・基礎学力向上支援などの教育振興費に　3,287万2千円
◇教員住宅の維持管理費に　266万8千円
◇小学校の管理運営費に　2,247万6千円
◇中学校の管理運営費に　1,582万9千円
◇生涯学習推進などの社会教育総務費に　727万2千円
◇文化財保護費に　107万5千円
◇チロップ館の運営費に　317万9千円
◇南北海道駅伝競走大会助成金などの保健体育総務費に　423万8千円
◇総合体育館の運営費に　1,396万0千円
◇学校給食センターの運営費等に　3,277万9千円
◇町民プールの運営費に　793万0千円
◇ファミリースポーツ公園の運営費に　804万8千円

公　債　費　6億316万円

＝償還金元金及び利子の償還の費用として＝

職員給与費　6億6,022万円

＝職員及び会計年度任用職員人件費として＝

労働費・諸支出金・予備費　2億5,652万6千円

＝特別会計への繰出金や予備費として＝

令和４年度一般会計予算の

各会計の歳入歳出予算

一　般　会　計		４２億７，０６９万３千円
国民健康保険特別会計		７億６，０５３万９千円
介護保険特別会計	保険事業勘定	５億４，７７０万５千円
	サービス事業勘定	１７７万４千円
後期高齢者医療特別会計		８，０６４万７千円
浄化槽整備特別会計		６，５３６万８千円
国民健康保険診療所特別会計		１億１，０２３万７千円
水　道　事　業　会　計		２億４，９０１万５千円
総　合　計		６０億８，５９７万８千円

令和４年度一般会計の内訳

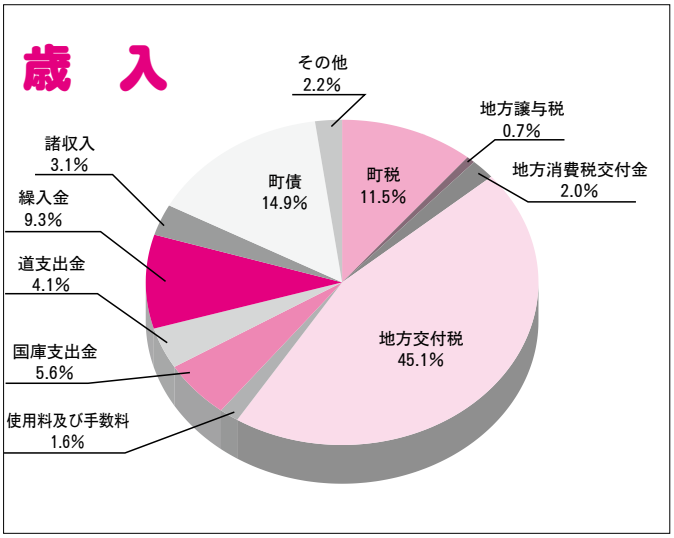

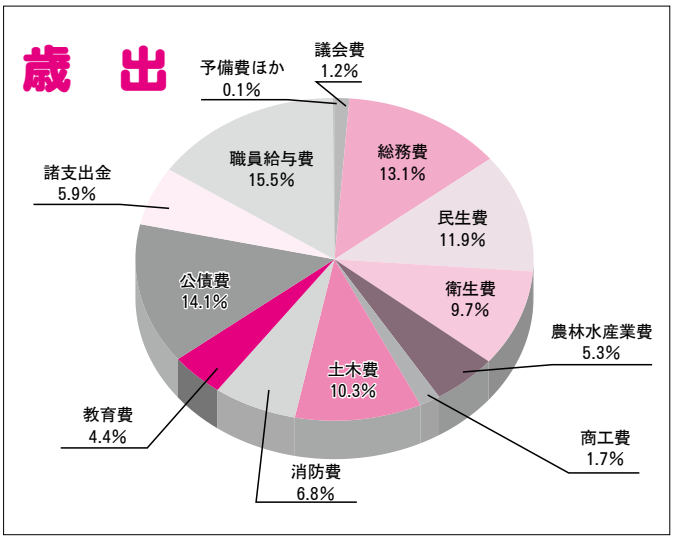

◆令和４年度の主な事業

令和４年度の主な事業の予算額、事業内容について紹介します。

議　会　費　５，００２万９千円

＝健全な町政のかじとりを担うための費用として＝

総　務　費　５億６，０２６万２千円

＝共通的な経費などの費用として＝

◇役場庁舎管理費や一般管理費に　7,349万1千円
◇町広報作成の文書広報費に　223万8千円
◇町有財産管理費や車輌管理費などに　2,127万7千円
◇町の企画・振興のための費用に　1,774万7千円
◇ふるさと応援基金の運営費用に　3,757万0千円
◇第6次福島町総合計画策定費用に　300万0千円
◇交通安全対策費に　358万9千円
◇電算処理のための費用に　2,391万6千円
◇インターネット等の電子自治体推進費に　3,664万0千円
◇デマンドバス運行等のための費用に　555万3千円
◇出産祝金等のふるさと暮らし応援費用に　950万0千円
◇人財育成支援事業費に　150万0千円
◇定住促進住宅造成工事費に　1億4,929万4千円
◇新規事業者を支援するためのチャレンジスピリット応援事業費に　900万0千円
◇雇用奨励等支援事業費に　725万0千円
◇町税の課税・徴収のための費用に　1,953万0千円
◇戸籍総合システムなどの戸籍住民基本台帳費に　2,031万4千円
◇参議院議員選挙執行のための費用に　1,301万1千円
◇知事及び道議会議員選挙執行のための費用に　495万1千円
◇監査委員費に　139万7千円

民　生　費　５億９３６万円

＝社会福祉の総合対策の費用として＝

◇障害者介護給付などの社会福祉総務費に　2億3,086万4千円
◇町内会館等の管理費用・整備費に　3,685万0千円
◇敬老会の開催費に　328万3千円
◇特別養護老人ホーム陽光園改修事業補助金として　5,625万0千円
◇生活支援ハウスの管理運営費に　2,137万6千円
◇福祉センターの運営費に　1,641万2千円
◇後期高齢者の医療給付の負担費用に　6,601万4千円
◇吉岡総合センターの管理運営費に　762万2千円
◇児童手当の支給費・幼稚園の運営費負担金に　4,278万6千円
◇認定こども園福島保育所の運営費等に　1,426万6千円
◇学童保育の運営費に　175万5千円

町議会定例会 3月会議

3月8日（火）から11日（金）までの4日間、『町議会定例会3月会議（予算審査特別委員会を含む）』が開催されました。

会議では、令和4年度町政執行方針のほか報告1件、議案33件、同意9件、発委2件、諮問2件（追加議案を含む）が審議され、原案どおり可決されました。

☆ 一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告

次の項目について、進捗状況を報告しました。

・当町の子どもへ伝えるSDGs（持続可能な開発目標）教育環境の現状は
・当町出土の縄文土器の取り扱いについて
・町内会連合会助成費における町の支援について
・定住促進住宅等奨励事業費の対象事業拡大について

☆ 条例の制定・改正等

● 押印手続きの見直しに伴う関係条例の整理について

国から地方公共団体における押印見直しに関する方向性が示されたことから、町民の利便性の向上と申請手続き等の負担の軽減と併せ、行政事務における事務処理の迅速化及び効率化の推進を図るため、次の関係条例の改正を行いました。

(1) 福島町公告式条例
(2) 固定資産評価審査委員会条例
(3) 職員の服務の宣誓に関する条例
(4) 学校職員の服務の宣誓に関する条例
(5) 福島町火入れに関する条例

● 福島町定住向け町有住宅条例の制定について

当該住宅の改良住宅改修工事（その他世帯用）が完成し、4月から供用開始するため、条例を制定しました。

● 福島町まちづくり基本条例の一部改正について

民法の定める成年となる年齢が満20歳以上から満18歳以上に改められたことから、条例の一部を改正しました。

● 福島町町内会館管理条例の一部改正について

令和4年3月までに、町内会館等の再編計画に基づき整備が完了した町内会館について、名称を統一するため、条例の一部を改正しました。

● 福島町監査委員条例の一部改正について

地方自治法の一部が改正され、議員のうちから監査委員を選任する義務が緩和されたことに伴い、条例の一部を改正しました。

● 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」に基づき、地方公務員についても、国家公務員の措置との権衡を図り、非常勤職員（会計年度任用職員）の育児休業の取得要件の緩和等を行うため、条例の一部を改正しました。

● 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤の者の年額報酬及び月額報酬の支給において、新たに特別職の職員となったとき、退職、失職又は死亡等により特別職の職員で亡くなった時の日割り支給の追加をすること、及び福島町監査委員条例の改正により、議会議員からの監査委員選任をしないこととするため、条例の一部を改正しました。

● 福島町国民健康保険税条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正しました。

● 福島町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

北海道福島商業高等学校の魅力化を推進するため、令和4年度より生徒及び教職員に給食の提供を開始するとともに、福島町学校給食センター運営委員会の定数を変更するため、条例の一部を改正しました。

● 福島町水道事業給水条例の一部改正について

当町の水道料金は、使用水量が少ない世帯において、基本料金の割高感が強く、大きな負担となっていることから、料金の一部を改正するため、条例の一部を改正しました。

● 福島町伊能忠敬北海道測量記念碑建設基金条例等の廃止について

次の条例を廃止しました。

(1) 福島町伊能忠敬北海道測量記念碑建設基金条例
(2) 福島町がんばる地元企業等応援基金条例

☆ 計画等の変更

● 第5次福島町総合計画の変更について

令和4年度予算編成作業等により事業内容に変更が生じたため、後期実施計画の一部を変更しました。

● 福島町森林整備計画の変更について

令和3年6月に国により実施された森林計画制度の運用見直しにより、北海道において変更された地域森林計画に適合するよう、計画の一部を変更しました。

● 第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の変更について

国の「地方創生拠点整備交付金」を活用し、全国から多様な若者等を受け入れる拠点となる施設を令和4年度に整備するとともに、福島商業高校の魅力化を推進するため、内容の一部を変更しました。

☆ 公の施設の指定管理者の指定

次の公の施設について、指定管理者を指定しました。

● **福島町温泉健康保養センター**

［指定管理者として指定するもの］
松前郡福島町字福島820番地
一般社団法人福島町まちづくり工房
代表理事　平野　松寿

［指定の期間］
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

● **福島町製氷貯氷施設**

［指定管理者として指定するもの］
松前郡福島町字吉岡750番地
福島吉岡漁業協同組合
代表理事組合長　阿部　国雄

［指定の期間］
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

● **クルーズ船運航業務等**

［指定管理者として指定するもの］
松前郡福島町字福島820番地
一般社団法人福島町まちづくり工房
代表理事　平野　松寿

［指定の期間］
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

☆ 補正予算

● **令和3年度福島町一般会計補正予算（第8号）**

歳入歳出予算の総額からそれぞれ8千20万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億9千997万3千円に補正しました。

● **令和3年度福島町一般会計補正予算（第9号）**

歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億8千670万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億8千667万3千円に補正しました。

● **令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）**

歳入歳出予算の総額からそれぞれ5千277万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5千167万円に補正しました。

● **令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）**

保健事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1千55万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4千768万5千円に補正しました。

● **令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）**

歳入歳出予算の総額からそれぞれ297万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7千330万7千円に補正しました。

● **令和3年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第3号）**

歳入歳出予算の総額からそれぞれ316万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6千281万8千円に補正しました。

● **令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）**

歳入歳出予算の総額からそれぞれ123万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9千714万6千円に補正しました。

● **令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）**

収益的収入に177万1千円を追加、収益的支出より386万円を減額、資本的収入から760万円を減額、資本的支出より954万8千円を減額しました。

☆ 令和4年度各会計予算

主な内容は、令和4年度予算の概要（12ページ）に掲載しています。

☆ 積立金の処分

● **福島町財政調整基金の積立金の処分について**

同基金の積立金について、令和4年度福島町一般会計予算の財源として、4億円以内を繰り入れ支消することを決議しました。

☆ 同意

● **固定資産評価審査委員会委員の選任について**

石倉　正史さんの選任が同意されました。

● **福島町農業委員会委員の選任について**

佐藤　孝男さん、本庄　喜美雄さん、今井　隆さん、工藤　昭一さん、久野　寿蔵さん、山本　幸子さん、管藤　光男さんの選任が同意されました。

● **監査委員の選任について**

高田　重美さんの選任が同意されました。

☆ 発委

● **押印見直しに伴う関係条例の整理について**

● **ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、撤退を求める決議について**

☆ 諮問

● **人権擁護委員の推薦について**

花田　春夫さん、丁子谷　雅男さんの推薦について適任とされました。

■夜間議会を開催

3月8日（月）、午後6時より『町議会定例会3月会議夜間議会』が開催されました。

夜間議会では、3名の議員が次の項目について一般質問しました。

● **藤山　大議員**
町有地の使用について

● **川村　明雄議員**
障害者の雇用促進等について

● **平沼　昌平議員**
令和3年度の町政執行方針・教育行政執行方針の執行状況と反省点について

第78号

町長のしごと日記

～元気で笑顔のあふれる福島町を実現するために～

【令和４年度へ向けて決意を新たに・・・】

今年の桃の節句は、例年に比べてまだ雪が残る中での「ひな祭り」となりましたが、町長室では、淡いピンク色の可愛い桃の花が咲いております。

少しずつではありますが、春の息吹が日を増すごとに感じられるようになり、テレビでは、桜の便りが日本列島を北上するニュースが伝えられるようになりました。

三月一日（火）に、福島商業高等学校の卒業式に出席させていただきました。

昨年に引き続き、今年の卒業式も新型コロナウイルス感染症が拡大する中での開催となりましたが、今年は新たに十一名の卒業生が社会に巣立っております。

当日の祝辞でも述べさせていただきましたが、卒業生が大人として様々な困難を乗り越え、素直な気持ちをもって、社会にチャレンジしていただきたく思います。

そして、自分を育んでくれたふるさと福島町を誇りにもって、新たなふるさとの応援団となることを期待しております。

三月と四月は、子どもたちにとって大事なイベントである卒業式や入学式が行われます。子どもたちにとっては、同級生や先生方との別れ、新たな友達との出会いの時でもあります。

子どもたちが日々の中で、これらの行事を通じて「一期一会」の縁が生まれることを期待しております。**『頑張れ福島町の子どもたち』**私たちは全力で応援いたします。コロナ禍で子育てに奮闘している保護者の皆様に、福島町の宝である子どもたちを日々育んでいただいていることに感謝申し上げます。

三月八日（火）から議会定例会三月会議が開催されました。

三月会議は、令和四年度の新たな町の予算が審議される大切な議会であり、予算審査特別委員会も同時に開催され、大変重要な議会となっております。

町政の基本方針や主要な施策に関しましては、冒頭の町政執行方針で述べさせていただいておりますが、新年度の予算規模は、約四十二億七千百万円となり、昨年度に比べて、一億八千五百万円(前年対比四・五％)の増額となっております。

増額の要因は、若者や子育て世帯を対象とした、定住向け町有住宅整備事業に関連した予算額が増額となったものです。

予算審査特別委員会での議論を経て、本会議において承認をいただいたうえで、町が予算を執行する仕組みとなっております。新年度においても予算の適正な執行に努めてまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。なお、詳しい内容に関しましては、12ページでご確認ください。

新型コロナウイルス感染症との戦いが三年目を迎え、三回目のワクチン接種が行われており、五歳から十一歳の子どもたちを対象にしたワクチン接種も始まっております。新たな年度を迎え、改めて町民の皆様の健康と安全を守ることを第一優先に取り組んでまいります。

小学校などに銅像のある二宮尊徳の言葉に、**「父母もその父母も我が身なり、われを愛せよ我を敬せよ」**とあります。尊徳は、父母、その父母と幾世代にもわたり連綿と続いた命、その命の炎が途切れることなく続いてきた命。尊い命の結晶、自分を愛し、他者を愛し、敬う生き方をしなさいと教えております。

明治安田生命保険相互会社と包括連携協定を締結

3月3日（木）、明治安田生命保険相互会社函館支社の石桁支社長が来庁され、「包括連携協定書」の締結を行いました。

この協定は、相互に連携を強化し、町民の健康増進や町民サービスの向上の推進を行うために締結したもので、今後は協定書に基づき、健康増進講座等を開催予定です。

包括連携協定を締結した石桁支社長（左）、鳴海町長（右）

株式会社北雄産業より寄付をいただきました

３月７日（月）、株式会社北雄産業（札幌市）の清水代表取締役副社長と佐藤取締役が来庁され、町の振興のためにと多額の寄付をいただきました。

株式会社北雄産業は、昭和63年３月に千軒地区へ函館福島工場を開設し、約30年間にわたり地域と産業の発展に貢献していただくとともに、多くの雇用を生んでおり、町内の貴重な事業所の一つとなっております。

株式会社北雄産業に感謝申し上げますとともに、更なるご発展をお祈り申し上げます。

寄付金を受け取る鳴海町長、
清水代表取締役副社長（中央）、佐藤取締役（右）

第一生命函館支社江差営業オフィスより タオルの寄贈をいただきました

３月７日（月）、第一生命函館支社江差営業オフィスよりタオルの寄贈があり、小野寺教育長へ手渡されました。

この寄贈品は、今年入学する新小学１年生児童18名の入学祝品として、「コロナ禍を乗り越えてほしい」との思いから用意されたものです。

寄贈していただいた第一生命函館支社江差営業オフィスに感謝申し上げます。

小野寺教育長と第一生命函館支社江差営業オフィスの皆様

とうございます

ご卒業・ご卒園おめでとうございます。
町内の各学校等では、令和３年度の卒業式・卒園式が行われ、子どもたちが新たなスタートの日を迎えました。

3/1 北海道福島商業高等学校
卒業生　11名

3/15 福島町立福島中学校
卒業生　20名

卒業・卒園おめで

3/18 福島町立福島小学校

卒業生　17名

3/18 福島町立吉岡小学校

卒業生　2名

3/23 福島幼稚園

卒園児　4名

役場からのお知らせ

ゴールデンウィーク中のし尿の汲み取りについて

4月29日（金）から5月5日（木）までは、し尿の汲み取りを行いませんので、必要な場合は早めにお申し込みください。

■お申し込み先
有限会社上嶋環境営繕
☎47-2037

■受付時間
午前8時から午後5時まで

■お問い合わせ先
町民課町民係
☎47-4681

野良ネコに餌を与えないでください

野良ネコに餌を与えると、その場所に住み着き、糞尿被害や庭が荒らされるなど、近隣住民の迷惑になります。また、繁殖して増えることにより、不幸なネコをさらに増やすことにもなります。

飼う意思のないネコへの餌やりは、絶対にやめましょう。

また、ネコの放し飼いは、飼い主の目の届かないところで、近隣住民に迷惑をかけている場合があります。ネコは室内で飼いましょう。

■お問い合わせ先
町民課町民係
☎47-4681

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給対象期間延長のお知らせ

国民健康保険の加入者で新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染を疑われる方が仕事を休み、その間給与等が支払われない、または減額されたとき、「傷病手当金」を受け取れる場合があります。

この度、**対象となる期間が令和4年6月30日（木）まで延長**となりましたのでお知らせいたします。

■お問い合わせ先
福祉課国民健康保険係
☎47-4682

林野火災に注意しましょう！

空気が乾燥し、火災の発生しやすい時期となりました。

森林は、自然とのふれあいの場として、多くの人々に利用されています。しかし、毎年春になると集中発生する林野火災によって、全国各地で貴重な緑の資源が失われています。

林野火災は、4月から6月に集中していることから、この期間を『林野火災危険期間』とし、特に4月21日（木）から5月31日（火）までを『林野火災予防強調月間』として積極的に予防運動を進めます。

一人ひとりが貴重な緑を守るため、林野火災の防止にご協力の程よろしくお願いいたします。

■お問い合わせ先
産業課農林係
☎47-3002

春のヒグマ注意特別期間が始まります

春は、ヒグマが冬眠から目覚め、積極的に活動をします。

ヒグマとの事故に遭わないためには、出会わないことが大切です。特に山林に入る際は、音を鳴らすなど基本ルールを守りましょう。

昨年は町内でヒグマによるものとみられる人身事故が発生しております。より一層注意するようお願いします。

それでもヒグマに出遭ってしまったら、落ち着いてその場から立ち去りましょう。

■ヒグマに遭遇しない為の基本ルール
・一人で野山に入らない
・音を出しながら行動する
・薄暗い時には野山に入らない
・フンや足跡を見つけた時は引き返す
・食べ物やゴミは必ず持ち帰る

■お問い合わせ先
産業課農林係
☎47-3002

やっちゃろべー ふくしま お知らせ

火災想定訓練の実施について

4月20日（水）から4月30日（土）までの春の全道火災予防運動に伴い、火災想定訓練を左記のとおり実施します。

実施当日は消防車がサイレンを吹鳴して走行しますので、火災等と間違いのないようお知らせします。

■日時・場所
4月26日（火）吉岡地区
4月27日（水）月崎地区
4月28日（木）福島地区
※　午前8時45分頃から実施いたします。

■お問い合わせ先
福島消防署
☎47-2119

第31回YOSAKOIソーラン祭りの市民審査員を募集！

YOSAKOIソーラン祭り実行委員会では、北海道内各地より、次のとおり市民審査員を募集します。

■活動日程
次の日程のうちの3～4時間を目安としております。
○6月11日（土）
午前9時から
午後7時まで
○6月12日（日）
午前9時30分から
午後10時まで

■活動場所
札幌市中央区
（大通り公園周辺）

■活動内容
YOSAKOIソーラン祭りにおける演舞の審査

■募集期間
4月1日（金）から30日（土）まで
※　応募人数が定員を超えた場合、抽選とさせていただきます。
※　募集要項等はホームページをご確認ください。

■お問い合わせ先
YOSAKOIソーラン祭り実行委員会
☎011-231-4351

カラスの営巣による電気事故防止にご協力を！

春先から初夏にかけてカラスの巣作りが盛んになり、市街地では電柱にも巣が作られます。巣の材料に針金やハンガーなどの金属が使われることもあり、この金属が電線に触れると、停電を引き起こす可能性があります。

ほくでんネットワークでは巡視などを行い、電柱の上に巣を発見したときは、これを取り除いていますが、地域の皆様の目撃情報により巣を取り除き停電を防ぐことができた事例が数多くございます。

電柱の上にカラスの巣を発見された場合は、お手数ですが北海道電力ネットワークまでご連絡をお願いいたします。

■お問い合わせ先

北海道電力ネットワーク株式会社
福島ネットワークセンター
☎0120-060-915

電柱に作られたカラスの巣

～福島町水道事業からのお知らせ～

４月より水道料金が一部変更となります

町の水道料金は、使用の目的に合わせて９種類の用途に分けられ、それぞれに基本料金と超過料金が定められております。

その中でも、料金収入の大半を占める「家事用」の料金について、現在では使用水量８㎥までを基本料金としておりますが、令和４年４月より２つのグループに分け、使用水量の少ないご家庭の負担を軽減することとなりました。

令和４年４月１日以降の検針分より、料金が次のとおり変更となります。

≪変更前≫　（税抜）

用途	基本		超過（1㎥毎）
	水量	料金	
家事用	8㎥	1,920円	190円
営業用	20㎥	4,800円	190円
１種団体用	20㎥	4,800円	350円
２種団体用	20㎥	4,800円	420円
工場用	20㎥	4,800円	150円
浴場用	100㎥	9,600円	120円
船舶用	1㎥	210円	210円
臨時用	10㎥	9,600円	570円
演習用	10分毎	500円	—

≪変更後≫　（税抜）

用途	基本		超過（1㎥毎）
	水量	料金	
家事用	0～3㎥	960円	—
	4～8㎥	1,920円	190円
営業用	20㎥	4,800円	190円
１種団体用	20㎥	4,800円	350円
２種団体用	20㎥	4,800円	420円
工場用	20㎥	4,800円	150円
浴場用	100㎥	9,600円	120円
船舶用	1㎥	210円	210円
臨時用	10㎥	9,600円	570円
演習用	10分毎	500円	—

※　上表にメーター使用料は含まれておりません。

お問い合わせ先　建設課　水道業務係　☎47-3006

保険税の税率が改正されます

令和４年度の税率は？

令和６年度までに実施することとなっている北海道の保険料（税）水準の統一に伴い、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分において「平等割」が新設されています。

また、課税限度額についても、国の法律改正に伴い引き上げています。

令和４年度の改正では、所得割の引き下げにより、ほとんどの世帯の保険税が減少する見込みとなっています。しかし、令和５年度以降は医療費の増加が見込まれ、徐々に保険税が増加する見通しとなっています。

■税率の改正　　**【単位：円、%】**

区　分		現　行	**令和４年度**	増　減
医　療　分	所得割	11.00	**7.50**	△ 3.50
	均等割	20,000	**24,100**	4,100
	平等割	32,000	**25,400**	△ 6,600
後期高齢者支援金等分	所得割	3.00	**2.30**	△ 0.70
	均等割	10,000	**7,600**	△ 2,400
	平等割	—	**（新）3,000**	3,000
介護納付金分	所得割	2.70	**1.50**	△ 1.20
	均等割	12,000	**6,800**	△ 5,200
	平等割	—	**（新）2,100**	2,100
合　計	所得割	16.70	**11.30**	△ 5.40
	均等割	42,000	**38,500**	△ 3,500
	平等割	32,000	**30,500**	△ 1,500

■課税限度額の引き上げ　　**【単位：円】**

区　分	現　行	**令和４年度**	増　減
医　療　分	630,000	**650,000**	20,000
後期高齢者支援金等分	190,000	**200,000**	10,000
介護納付金分	170,000	**170,000**	—
合　　計	990,000	**1,020,000**	30,000

第３回特集

令和４年度より国民健康

国民健康保険税はどのように決められるの？

国民健康保険税は、北海道へ支払う納付金の財源として活用されています。

納付金は、北海道が試算した医療費見込等を基に積算され、福島町に示されます。その納付金額から、国や北海道から交付される様々な交付金等を差し引き、残った金額を保険税で賄うこととなります。

納付金

保険税

交付金等

・軽減世帯数に応じた財源の補てん（保険基盤安定繰入金）
・検診率向上などの取組みに対する交付金（保険給付費等特別交付金）など

国民健康保険税として、集めなければならない金額を国民健康保険に加入している世帯数や被保険者数で割り返し、医療分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分における「所得割」「平等割」「均等割」を設定します。

そのため、今後は毎年度税率改正が必要となります。

【令和４年度税率のポイント】
・所得割の引き下げ。
・後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の「平等割」を新設。
・医療分、後期高齢者支援金等分の課税限度額の引き上げ。

障がい福祉サービス・制度のご紹介

福島町では、障がいのある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています。（主なものを掲載しておりますが、他にもさまざまなサービスがあります。）

※　これらのサービスを利用するには事前に申請が必要で、本人・家族の課税状況等に応じて、費用の一部負担がある場合や、サービスが受けられない場合があります。

■手帳制度

身体障害者手帳	対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能および小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方。
	内　容	障がいの程度により手帳の等級には１級から６級までの区分があります。
療育手帳	対象者	函館児童相談所（18歳未満）または、北海道立心身障害者総合相談所（18歳以上）において、知的障がい者と判断された方。（知的機能の障がいが、おおむね18歳までにあらわれた者。）
	内　容	ＩＱ等の判定により、A（重度）またはB（中、軽度）の区分があります。
精神障害者保健福祉手帳	対象者	精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約がある方。
	内　容	障がいの程度により手帳の等級には１級から３級までの区分があります。 手帳の有効期限は交付から２年間で、更新が必要な時には、有効期限が切れる３か月前から更新申請ができます。

■障害者総合支援法

障がい福祉サービス	内　容	身体・精神及び知的障がい者（各障害者手帳所持者）又は難病等に罹患している等一定の条件を満たす方に対して、介護の支援（居宅介護、施設入所等）又は訓練等の支援（自立訓練、就労移行支援等）を行います。（介護保険制度が優先されます。）
自立支援医療	内　容	身体障がいの更生に必要な医療や、精神疾患の治療を受けるための医療に係る医療費の助成を行います。

■補装具の購入・修理

対　象　者	身体障害者手帳の交付を受けている、又は難病等に罹患している等一定の条件を満たしており、その障がいの程度に応じた判定の結果、補装具が必要と認められた方。（介護保険制度が優先となります。）
種類（例）	聴覚障がい：補聴器、視覚障がい：眼鏡、盲人安全つえ等 肢体不自由：義肢、装具、車いす等

■日常生活装具の給付・貸与

対象者	在宅の日常生活を営むことが困難な身体障がい者（児）、または難病等に罹患している等一定の条件を満たす方。（介護保険制度が優先されるものがあり、障がいの種類・等級等に一定の条件があります。）
種　類	ストマ用具、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊寝台等

■福祉手当の支給（支給額は、令和４年度以降の月額です。）

特別児童扶養手当	**対 象 者**	心身に著しく障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している者。（障がいの種類・等級等に一定の条件があります。）
	支 給 額	１級／月額５２，４００円　２級／月額３４，９００円
	支給制限	受給者及びその扶養義務者の所得が一定以上の場合は支給されません。また、児童が福祉施設等に入所している場合や、児童が障がいによる公的年金を受けているときは支給されません。
特別障害者手当	**対 象 者**	在宅で心身に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする２０歳以上の方。（障がいの種類・等級等に一定の条件があります。）
	支 給 額	月額２７，３００円
	支給制限	受給者及びその扶養義務者の所得が一定以上の場合は支給されません。また、受給者が福祉施設等に入所している場合や、医療機関に３か月を超えて入院しているときは支給されません。
障害児福祉手当	**対 象 者**	在宅で心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の者。（障がいの種類・等級等に一定の条件があります。）
	支 給 額	月額１４，８５０円
	支給制限	受給者及びその扶養義務者の所得が一定以上の場合は支給されません。また、受給者が福祉施設等に入所している場合や、障がいによる公的年金を受けているときは支給されません。

■有料道路通行料金免除

条件	身体障がい者本人が運転するか、重度の身体及び知的障がい者が乗車し介護者が運転する車１台（自家用車に限ります。）について、有料道路を利用する際に通行料金が半額免除となります。

■ＮＨＫ受信料の減免

条件	身体・精神及び知的障がい者が属する世帯で、その世帯全員が町民税非課税である場合は全額免除の対象となります。 町民税課税の世帯の場合は、世帯主が視覚障がい及び聴覚障がいである場合や、重度の身体・精神及び知的障がい者である場合は、半額免除の対象となります。

お問い合わせ先　福祉課　福祉係　☎４７－４６８２

国民年金のお知らせ

20歳になったら国民年金に加入となります

どんな人が加入するの？

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての方です。
国民年金への加入が、法律で義務付けられています。

保険料はいくら？

令和４年度の国民年金第１号被保険者および任意加入被保険者の１カ月当たりの保険料は**16,590円**です。

国民年金加入のご案内

①　令和元年10月以降、20歳になった方は、自動的に国民年金に加入となります。

※　加入手続きは不要です。
※　すでに厚生年金に加入している方や、配偶者の扶養に入っている方は除きます。

②　20歳の誕生日からおおむね２週間以内に「国民年金加入のお知らせ」が届きます。

＜送付内容＞

・国民年金加入のお知らせ
・国民年金保険料納付書
・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
・国民年金の加入と保険料のご案内
・学生納付特例申請書
・返信用封筒

③　②とは別に「年金手帳」が届きます。

保険料納付の確認や、将来年金を受け取る際などに必要になりますので、大切に保管してください。

学生納付特例制度

学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される制度が設けられています。
手続きは町民課または吉岡支所、お近くの年金事務所で行うことができます。

免除・納付猶予制度

収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合前年所得に応じて、保険料の全額または一部の免除や保険料の納付が猶予される制度があります。
手続きは役場町民課、吉岡支所またはお近くの年金事務所で行うことができます。

お問い合わせ先		
	町民課　年金係	☎４７－４６８１
	函館年金事務所	☎０１３８-５６-１１６５（国民年金課）

半島振興法に係る租税特別措置

福島町では、半島振興法に基づき「福島町産業振興促進計画」を策定しています。本計画が国の認定を受けたことで、事業者が建物や機械等の取得を行った場合、所得税及び法人税の割増償却並びに固定資産税の不均一課税の適用を受けることができるようになります。

対象となる業種・取得価格

※　対象となる設備（機械・装置・建物・付帯設備、構築物）の価格は、業種及び資本により異なります。

製造業・旅館業	個人又は 資本金 1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超
	500 万円以上の取得等	1,000 万円以上の取得等	2,000 万円以上の新増設に係る取得等
農林水産物等販売業・情報サービス業等	500 万円以上の取得等 （資本金が 5,000 万超は新増設に係る取得等）		

法人税及び所得税の割増償却

●普通償却限度額の割増率

○機械・装置……32%
○建物・付帯設備、構築物……48%

●償却期間

５年間

●手続き

取得した設備等が福島町産業振興促進計画に適合しているか、町へ確認申請する必要があります。

町へ申請書を提出し、町が発行する確認書を、税務申告時に添付してください。

お問い合わせ先	企画課　企画係 ☎47-3007

固定資産税の不均一課税

●適用期間

当該設備等の固定資産税を課すべき最初の年度（固定資産を事業の用に供した日の属する年の翌年（当該費が１月１日である場合、当該費の属する年）の４月１日の属する年度）以降、３年間

●税率

○第１年度……0.14%（通常の税率の10分の１）
○第２年度……0.35%（通常の税率の４分の１）
○第３年度……0.７%（通常の税率の２分の１）

●手続き

町へ「固定資産税不均一課税申請書」を提出してください。

お問い合わせ先	町民課　賦課係 ☎47-4683

小笠原内科消化器科クリニック

医師　小笠原　実（院長）

〒049-1454　松前郡福島町字館崎350番地27　TEL：0139-48-5231　FAX：0139-48-5232

○内科・消化器科・循環器科・呼吸器科・皮膚科

診療時間	月	火	水	木	金	土
8：30～12：30	○	○	○	○	○	○
14：00～16：30	○	○	訪問診療	○	○	

＊第２、第４土曜日は休診
＊受付時間は　8：30～12：30
　　13：30～16：30

住宅リフォーム費用の補助制度を創設しました！

福島町では、町民の皆様が安心して快適に暮らせる住環境の向上と定住人口の確保及び町内経済の活性化を図ることを目的に、住宅のリフォーム工事の費用に対し補助金を交付します。

補助金を受けるには、いくつか要件がありますので、事前にご確認・ご相談ください。

補助対象者は？

リフォーム工事を行う住宅に、**現在住まれている方**、または**居住しようとする方**で、次の**全てに当てはまる方**（共同所有の場合はいずれかの一人に限ります）が対象です。

- ☑ 町内に住所を有する方
- ☑ リフォーム工事を行う住宅の所有者または所有者の直系親族の方
- ☑ 町税等に滞納がない方（世帯全員が対象）

補助対象の住宅は？

町内に建設されている個人名義の住宅（併用住宅の場合は住宅用途部分のみ）が対象です。

※ 車庫・物置、舗装などの外構工事、他の補助金等を活用したリフォーム工事は補助対象外となります。

補助対象工事

次の**全てに当てはまる工事**が対象です。

- ☑ 住環境の向上のために行う、増築・改築・修繕・模様替え及び設備改修等のリフォーム工事であること
- ☑ リフォームに要する経費が30万円以上の工事（消費税等含む）であること
- ☑ 町内の建設業者等が施工する工事であること
- ☑ 補助金交付決定前に着工しておらず、申請年度の３月31日までに実績報告書を提出できる工事であること

補助金額

補助対象工事費の10%以内で、1,000円未満は切り捨てとなります。

補助金の**限度額は30万円**です。

ご注意ください！

補助期間は**令和４年度から令和６年度まで**の３年間です。

※ 申請が予算額（300万円）に達した場合、受付を終了する場合がありますので、予めご承知おきください。

お問い合わせ先

福島町役場　企画課企画係　☎47-3007

❗ 申請を希望される方は、一度ご相談ください。ご相談に来られる際に工事内容や金額が示された見積書をご用意の上ご相談いただくと、申請手続きがスムーズになります。

診療所だより ～やまゆりの風～
『やまゆりクリニックでできること』

新年度が始まりましたので、今月はやまゆりクリニックの診療内容や実施可能な検査等について改めてご紹介します。今年度も町民の皆様に寄り添う診療を行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

検査できること

① 尿検査
② 血液検査*
③ 心電図
④ 超音波検査
⑤ 内視鏡検査（経口、経鼻）
⑥ レントゲン検査
⑦ 血圧脈波（血管の固さと詰まりの検査）
⑧ 骨塩定量（骨粗しょう症の検査）
⑨ 呼吸機能検査
⑩ 睡眠時無呼吸症候群の検査

*肝機能、腎機能、貧血、血糖、炎症反応、凝固異常等の緊急の場合は当日に結果説明を受けることが可能です。

各種がん検診・健康診断

病気の早期発見、予防のために定期的に検査を受けることが重要です。

・特定健診　・がん検診　随時受付、実施しておりますが、胃がん検診のみ予約制となります。
・企業の健康診断　多人数の場合は日程調整しますので、事前にご相談ください。

マイナンバーカードを保険証としてご利用できます！

顔認証付きカードリーダを導入し、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになりました。次のようなメリットがありますので、是非ご活用ください！

・就職、転職、引越をしても健康保険証としてずっと使える！
・マイナポータルで特定健診情報や薬剤情報、医療費が確認できる！
・マイナポータルで確定申告の医療費控除がカンタンにできる！
・窓口への書類の持参が不要になる！

❗ 健康保険証として利用するには、事前にマイナポータルからの申込みが必要です。

訪問診療・送迎

通院が困難な方のため、ご自宅に訪問して診察や薬の処方を行う「訪問診療」のほか、ご相談の上、ご自宅から診療所までの送迎を行っています。

胃ろうカテーテル交換や膀胱カテーテル交換も可能です。

利用を希望される方はご相談ください。

夜間診療・月２回の土曜診療

毎週火曜日に夜間診療、月２回土曜診療を行っています。平日になかなか来院できない方は、ぜひご来院ください。

診療時間や日曜当番日、臨時休診、緊急のお知らせ等は、ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

福島町国民健康保険診療所
やまゆりクリニック

◎内科・消化器内科・小児科／院長　光銭健三
☆専門外来　ピロリ菌外来・禁煙外来・認知症外来

診　療　案　内

診療時間		月	火	水	木	金	土
午前	8：30 ～ 11：45	●	●	●	●	●	▲
午後	1：00 ～ 5：00	●	●	●	訪問診療	●	－
	5：00 ～ 6：30	－	●	－	－	－	－

※受付は、診療時間終了の３０分前までです。

火曜日は夜間診療有
木曜日は 12 時まで診療
▲第２・４土曜日のみ診療

■お問い合わせ先
福島町字福島 139 番地 1
☎（0139）47－3101

ご存知ですか？ 福島町のさまざまな制度

福島町ではさまざまな制度により､福島町に住んでいる皆さまの生活や事業を応援しています。
制度の利用をお考えの方は、各お問い合わせ先へご相談ください。

※　各制度には一定の基準や限度額があります。ご利用前に必ずご確認ください。

子育て

妊産婦安心出産支援事業

妊産婦の方が町外の産科医療機関へ通院した際の交通費や、出産直前の準備で町外に宿泊した際の宿泊費を補助します。

●お問い合わせ先
福祉課健康増進係　☎４７－４６８２

出産祝金交付事業

お子さんが生まれた方へ、奨励金を交付します。

※　交付後10年以内に転出した場合、奨励金を返還していただきます。

●お問い合わせ先
企画課企画係　☎４７－３００７

住まい

定住促進住宅等奨励事業

定住を目的として住宅を新築・購入した方へ、奨励金を交付します。

※　交付後10年以内に転出した場合、奨励金を返還していただきます。

●お問い合わせ先
企画課企画係　☎４７－３００７

空家等対策支援事業

町内の空家及び空家となる見込みの建物を解体する費用の一部を補助します。

※　立て替えするための解体や、５年以内の土地の売買などはできません。

●お問い合わせ先
建設課（空家担当）　☎４７－３００６

スキルアップ

人財育成支援事業

資格取得や研修会等の参加・開催を予定している方へ、補助金を交付します。

●お問い合わせ先
企画課企画係　☎４７－３００７

担い手の育成

農林業担い手養成事業

新たに農林業への就労を希望する方へ、奨励金等を交付します。

●お問い合わせ先
産業課農林係　☎４７－３００２

水産業担い手支援事業

新たに漁業への就労を希望する方へ、奨励金等を交付します。

●お問い合わせ先
産業課水産係　☎４７－３００２

事業者・団体への支援

チャレンジスピリット応援事業

町内で新たに起業する方や事業を継承する若者等の後継者が、企業施設の新設等を行う場合、助成金を交付します。

※　交付後５年以内に事業の休止や廃止、対象設備の売却や譲与等があった場合は､助成金を返還していただきます。

●お問い合わせ先
企画課企画係　☎４７－３００７

産業活性化サポート事業

町内産業の活性化に向けて活動する団体等に、補助金を交付します。

●お問い合わせ先
企画課企画係　☎４７－３００７

地元企業雇用等促進事業

北海道福島商業高等学校の新卒業生の雇用や、外国人技能実習生を受入れする町内の事業者へ、助成金を交付します。

●お問い合わせ先
企画課企画係　☎４７－３００７

ふるさと応援基金補助事業

まちづくりに関する事業を実施する団体等へ、ふるさと応援寄付金を財源とした補助金を交付します。

●お問い合わせ先
企画課企画係　☎４７－３００７

町内高校生への支援

北海道福島商業高等学校就学支援事業

北海道福島商業高等学校へ通学する生徒の保護者の負担軽減を図るため、入学奨励金、通学定期乗車券購入費用、普通自動車運転免許証取得費用の助成などを行っています。

●お問い合わせ先
教育委員会事務局学校教育係
☎４７－３６７５

高齢者への支援

温泉健康保養センター優待券交付事業

満65歳以上の方と身体障害者手帳を所持している方へ、温泉健康保養センターの優待券を交付します。

※　入湯税の150円は自己負担となります。

●お問い合わせ先
福祉課福祉係　☎４７－４６８２

生涯学習コーナー

令和３年度　ふくしま町女性の会「講演事業」

３月５日（土）、福祉センターにおいて、『ふくしま町女性の会「講演事業」』を開催しました。
当日は天城流湯治法学士であり、函館市で整体サロンを経営している、齊藤つる美さんを講師に招き、身体のコリや痛みをやわらげるストレッチやマッサージなどのセルフケア方法についての講演を行いました。

『睡眠』と『健康』の知恵袋講座

３月10日（木）、福祉センターにおいて、『「睡眠」と「健康」の知恵袋講座』を開催しました。この事業は、福島町が明治安田生命と『包括連携協定』を結んだことから開催することになりました。
これからも、『健康』をテーマにした事業を開催する予定ですので、皆様のご参加をお待ちしています。

防災に関する図書展示

３月８日（火）から11日（金）の期間、「東日本大震災」の当時の記録や防災に関する本の展示を福島小学校図書室で行いました。この展示は、福島小学校と福祉センター図書室が協力して行ったもので、震災から11年が経ちましたが、子どもたちに改めて防災に対する意識や学びを深めてもらいたいという思いから実施しました。皆さんも、いざというときに大切な命を守るため、今一度日ごろの防災を見直しましょう。

＊４月総合体育館カレンダー＊

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	~~4~~	5	6	7	8	9
10	~~11~~	12	13	14	15	16
17	~~18~~	19	20	21	22	23
24	~~25~~	26	27	28	29	30

●４月の行事

◆パークゴルフ場オープン（予定）
期日　４月下旬

※雪解けの状況等により、変更となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

図書室NEWS ～4月号～

福祉センター図書室　☎０１３９－４７－３０４６
ＨＰ：http://www.lib-eye.net/fukushima_town_library/
◆貸出冊数・期限：１人10冊まで、2週間貸出可能
◆休 館 日：毎週日曜日・火曜日 / 祝日 / 年末年始（12/30~1/5）

図書室新システムの運用から１年

昨年より図書管理システムの運用を開始してから、１年が経過しました。

現在の利用登録者数は338名（３月10日（木）時点）となり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まらない中でも、多くの方々に登録及び利用していただき、感謝申し上げます。

なお、ご登録がお済みでない方は図書室カウンターにて随時受付しておりますので、ぜひ一度お越しください。

～子ども読書週間が始まります～

４月23日（土）は「子ども読書の日」、

４月23日（土）から５月12日（木）までの期間は「子ども読書週間」です。期間中、子ども読書週間コーナーにて本の展示を行っています。

また、４月30日（土）の「図書室で遊ぼう！春スペシャル」では、ゲーム大会を開催します。

皆さんのご参加をお待ちしています！

令和４年度に購読する雑誌が決まりました！

皆さまのリクエストにより、

- LDK（晋遊舎）
- はつらつ元気（芸文社）
- ゆうゆう（主婦の友社）
- オレンジページ（オレンジページ）
- 旅の手帖（交通新聞社）
- COTTON TIME（主婦の友社）

の６誌に決定しました。いずれも貸出が可能で、過去2年分のバックナンバーも貸出しています。
（雑誌コーナーにない場合は図書室職員にお声かけ下さい。）

新刊案内

●新装版 さわれるまなべる みぢかなどうぶつ	グザヴィエ・ドヌー
●おひめさまになれる まほうのとびら	真瀬ひかる
●すぐそばにある。働きすぎのパパのおはなし	レイカ（原案）
●霧島くんは普通じゃない 転校生はヴァンパイア！？	麻井深雪
●名探偵コナン 黒ずくめの組織セレクション 黒の策略	青山剛昌
●異種最強王図鑑（最強王図鑑シリーズ）	實吉達郎
●続・怪談和尚の京都怪奇譚	三木大雲
●医師が教える薬のトリセツ －ドクターハッシーのわかりやすい健康学－	橋本将吉
●５０歳からのからだ整え２品献立	藤井恵
●世界ピクト図鑑	児山啓一
●愛子の格言	佐藤愛子
●もう別れてもいいですか	垣谷美雨
●やさしい猫	中島京子
●アクトレス	誉田哲也
●新しい星	彩瀬まる
ナ 現代の小説2021 短編ベストコレクション	日本文藝家協会(編集)
ナ さがそ！おときのいえ　ほか	かろくこうぼう

「ナ」は吉岡総合センターなごめ～るの新着図書です。

今月のイベント

①【よみきかせのかい】４月30日（土）10：30～

②【ブックスタート】４月21日（木）13：30～健康づくりセンター

③【移 動 図 書】４月26日（火）福小10：15～、吉小13：30～

④【図書室で遊ぼう！】４月30日（土）13：00～

⑤【BOOKフェア】「❀花で春を感じよう❀」

図書室前廊下にて展示しています（５月31日（火）まで）。

～おすすめの１冊～

私は私に時間をあげることにした

レディーダック（著）

人生における遅い、早いの基準になることってなんだろう？そもそもそんな基準はあるのだろうか？　今の私たちにもっとも必要なことは、「私が私を待ってあげる」ことかもしれない―。

焦っているとき、疲れているとき、自分に寄り添ってあげたいとき、自分のために読んであげたい一冊です。

☆福島町健康づくり推進協議会
～福島町三師会の健康情報コーナー

睡眠時無呼吸症候群

この病気は睡眠中に何度も呼吸が止まったり、浅くなったりして血液中の酸素濃度が低下する病気です。

症状は、睡眠中によく目が覚めて、ぐっすり眠った気がしない、いびきをかく、起床時の頭痛やだるさや日中の眠気などです。

この病気が恐ろしいのは合併症で、高血圧、脳梗塞、心筋梗塞などの発生を増加させます。

また動脈硬化が進み、糖尿病、高脂血症もしばしば合併します。これらの合併症が突然死の原因になる場合もあります。放置すると明らかに寿命が短くなるという報告や、一般の方に比べて交通事故を起こす確率が２.５倍という報告があります。

診断には外来（自宅）で検査できる「簡易検査」と入院して脳波を含めた検査を行う「精密検査」があります。簡易検査は自宅で、寝る前に自分で指先と鼻にセンサーをつけ、睡眠中の酸素濃度や呼吸の状態を測定、記録するものです。多くの場合は簡易検査で診断できます。

一般的な治療は**CPAP（シーパップ）療法（持続陽圧呼吸療法）**です。鼻マスクを着けて眠ることで、空気を気道に送り、常に圧力をかけて気道が塞がらないようにする治療方法です。睡眠中の無呼吸やいびきが減少し、熟睡感が得られるようになります。

また、高血圧などの合併症の改善も期待できます。その他、原因によっては耳鼻科的な治療やマウスピースの使用など歯科での治療が必要な場合もあります。気になる症状がある方はかかりつけ医や地元の医療機関で早めに相談することをお勧めします。

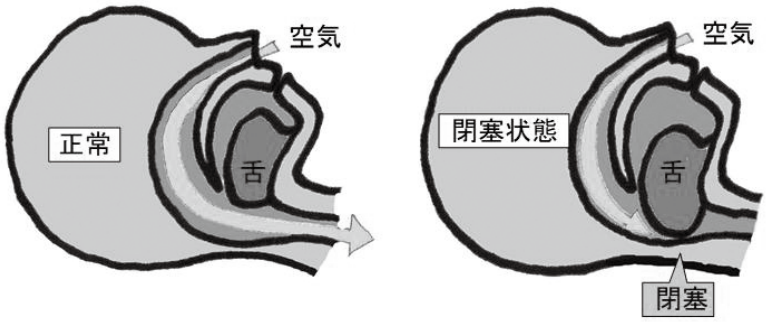

（文責：福島町国民健康保険診療所 やまゆりクリニック　光銭　健三）

お問い合わせ先　福島町健康づくり推進協議会（福祉課内）　☎４７－４６８２

特定建設業　豊かな技術と確かな信頼工事
株式会社桧山電気工業
本　社 住所：檜山郡厚沢部町字富栄611-4
電話：0139－64－3331
URL：http://www.hiyama-denki.co.jp
営業所住所：松前郡福島町字福島524
電話：0139－47－3622
E-mail：hiyama02@beach.ocn.ne.jp
北海道グリーン・ビズ認定、北海道と家庭教育サポート企業協定締結

桧山電気はこんな会社

○　未経験者の人でも、３年～５年で一人前の電気工事士に成長します。
○　社員の大半が家族を持ち、立派な大黒柱として勤務しています。
○　国家試験、技能講習、安全教育と、いろんな資格も取得できます。
○　１０代～３０代の社員が多数勤務し、楽しく和気あいあいと働いています。
○　仕事だけではなく、社員の交流を深める行事イベントが沢山あります。
（ホームページ内に写真掲載あり）
社員募集中！

福島消防団員として一緒に活動しませんか？

消防団員ってどんな人？

- 消防団員とともに火災等の災害への対応、火災予防の呼びかけや、警戒活動を行います。
- 常勤の消防署員とは異なり、日頃はご自身の仕事に専念していただき、災害が発生した際にその対応にあたります。
- 災害対応のための訓練や、資器材の整備点検などを行い、災害活動力を高めています。
- 消防団員の身分は、非常勤の特別職地方公務員となります。

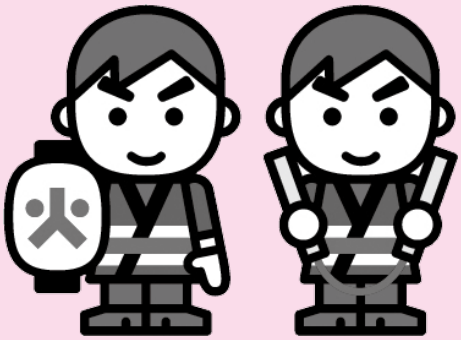

消防団員の処遇は？

- 消防団活動の労苦に対して、年１回報酬が支払われます。
- 災害や訓練等で出動した場合、手当等が支払われます。
- 活動中に負傷した場合、公務災害として療養費用等が補償されます。
- 活動に必要な活動服や制服等が貸与されます。
- ５年以上勤務して退団した場合、階級や勤務年数に応じて、退職報奨金が支払われます。

どんな人でも消防団に入れるの？

- 福島町内在住の18歳以上50歳未満の健康な方であれば、入団できます。

お問い合わせ先

渡島西部広域事務組合　福島消防団　☎４７－２１１９

〒０４９－１３３１　松前郡福島町字三岳４５番地１（福島消防署内）

広報ふくしま「住人十色」へ掲載してみませんか？

広報ふくしまでは、最終ページへ投稿型のコーナー「住人十色」を掲載しています。
あなたの自慢のヒト・ペット・モノを、広報ふくしまで紹介してみませんか？

何を掲載できるの？

ヒト

- 生まれたばかりのお子さん
- 家事や仕事を頑張るご家族
- 長生きしている祖父母
- 楽しいお友達や同僚
- ご本人の特技自慢　など

ペット

- 飼っている動物
- 飼っている動物の赤ちゃん
- 飼っている動物の特技自慢
- 飼っている動物のベストショット　など

モノ

- 思い出の詰まった宝物
- 町内で見つけた珍百景
- 手作りの小物　など

掲載するには？

① 企画課へ申込書と写真を提出

企画課、吉岡支所、ホームページへ掲載している申込書を、写真と併せてご提出ください。

＊　写真は印刷したもの・デジタルデータのどちらでも構いません。

② 掲載内容の確認

企画課広報広聴係より掲載仮内容を送付しますので、締切までにご確認の上、修正の有無をご連絡ください。

③ 印刷製本・配布

内容を修正し、出版社による印刷製本後、申込みいただいた方へ広報誌を送付いたします。

＊　印刷した写真で申込みされた場合、広報誌と一緒に郵送にてご返却いたします。

注意事項

- 印刷した写真で申込みされた場合、印刷製本まで写真をお預かりすることとなりますのでご了承ください。
- 多数申込みがあった場合、申込み順に掲載をお待ちいただきます。
- ご自身以外のヒト、ペット、モノを掲載する場合、必ずご本人、飼い主、持ち主等へ承諾を得たうえでお申込みください。
- ペット及びモノの場合、匿名での掲載も可能です。

掲載例

結婚してからケンカなし！仲の良さと元気が自慢の祖父母

- 投稿者　孫：福島　一郎さん -

＝福島1＝福島　花子さん（80歳）

＝福島1＝福島　太郎さん（80歳）

私の祖父母は、なんと結婚してから一度も喧嘩したことがありません。そんな祖父母の日課は、毎日一緒にするめを食べ、仲良く健康横綱体操を踊ることです。

それがあってか、80歳になった今でも、心身ともにとても元気に過ごしています。これからもずっと仲良く元気でいてください！

お問い合わせ先　企画課　広報広聴係　☎47-3007　✉ kikaku@town.fukushima.hokkaido.jp

ちびっこギャラリー

4月は認定こども園福島保育所つばめ組の皆さんの作品です

「チューリップとてんとうむし」

4月 April 今月の行事予定

1 金

2 土

3 日

4 月
福 ふれあい教室　10:00～11:30　宮歌・豊浜町内会館
　　13:30～15:00　吉岡総合センター

5 火
賻 第48回認定こども園福島保育所入園式
　　9:30～　福島保育所

6 水
総 春の全国交通安全運動（～15日（金）まで）
教 各小中学校始業式
教 吉岡小学校入学式　10:00～　吉岡小学校
教 福島小学校入学式　10:30～　福島小学校
教 福島中学校入学式　9:30～　福島中学校
勵 2022年度福島幼稚園始業式・進級式
　　11:00～　福島幼稚園

7 木

8 金
教 福島商業高等学校始業式
教 福島商業高等学校入学式
　　14:00～　福島商業高等学校

9 土

10 日

11 月

12 火
福 ふれあい教室　10:00～11:30　浜中母と子の家
　　13:30～15:00　健康づくりセンター

13 水
福 リハビリ教室　10:00～11:30　健康づくりセンター
福 認知症カフェ　13:30～15:00　健康づくりセンター
勵 ちびっこ広場　10:00～　福島幼稚園

14 木
賻 運動保育　10:00～　福島保育所
賻 ゆりっこ広場　10:00～11:30　子育て支援センター

15 金
賻 福島保育所全体集会　10:00～　福島保育所
産 無料法律相談　13:00～15:00　福島町役場

16 土

17 日

18 月

19 火
福 温泉健康相談　10:30～12:00　吉岡温泉
福 介護家族交流会　13:30～15:00　健康づくりセンター

20 水
警 春の火災予防運動（4月30日（土）まで）
勵 おめでとう誕生会　10:30～　福島幼稚園
町 人権相談・行政相談
　　13:00～15:00　福島町役場

21 木
福 乳幼児健診（ブックスタート事業）
　　13:30～14:30　健康づくりセンター
賻 ゆりっこ広場　10:00～11:30　吉岡総合センター

22 金
賻 福島保育所誕生会　10:00～　福島保育所
福 育児教室　10:00～12:00　子育て支援センター

23 土
勵 絵本の広場　9:00～　福島幼稚園

24 日

25 月

26 火
警 火災想定訓練（4月28日（木）まで）
教 移動図書事業　10:15～　福島小学校
　　13:30～　吉岡小学校
福 ふれあい教室　10:00～11:30　あづま～る（千軒）
　　13:30～15:00　健康づくりセンター

27 水
福 リハビリ教室　10:00～11:30　健康づくりセンター

28 木
賻 福島保育所避難訓練（火災想定）
　　10:00～　福島保育所
賻 ゆりっこ広場　10:00～11:30　子育て支援センター

29 金 昭和の日

30 土
教 よみきかせのかい　10:30～　福祉センター図書室
教 図書室で遊ぼう！　13:00～　福祉センター図書室

お問い合わせ先 - telephone -

議 議会事務局	(47)2215	産 産業課	(47)3004
総 総務課（代表）	(47)3001	吉 吉岡支所	(48)5211
企 企画課	(47)3007	教 教育委員会	(47)3675
税 町民課（税務）	(47)4683	賻 認定こども園福島保育所	(47)3440
町 町民課（町民）	(47)4681	勵 福島幼稚園	(47)2233
福 福祉課	(47)4682	警 福島消防署	(47)2119
建 建設課	(47)3006	観 観光協会	(47)3004

● 各行事については、新型コロナウイルス感染症予防のため、延期・中止となる場合があります。参加を希望される方は、事前に各担当までお問い合わせください。

住人十色

小林　航大（こうだい）くん（2歳）

はたらくくるまが大好き！

－投稿者　父　小林　洋佑さん（豊浜）－

はたらくくるまが大好きで、特に建設車両を見かけると「ガガガー！」「おぉ～！」と大きな声を出して喜んでいる息子。
これからも元気一杯スクスク成長してね☺

お申し込み先
企画課　広報広聴係
☎47-3007

ふるさと応援基金

令和４年３月24日現在までの寄付金が次のとおりとなりました。
ありがとうございました。

令和２年度末時点での基金残高
43,562,000円

寄付受入れ状況		
令和２年度	3,189件	43,484,430円
令和３年度	3,314件	52,636,000円

お問い合わせ先　企画課　企画係　☎47-3007

よろこび・かなしみ

２月18日～３月18日届出分

○おたんじょうおめでとう
今月の届出はありませんでした。

○おくやみもうしあげます

亡くなった方	年齢	地区名
池田　龍夫さん	（92歳）	新栄町
本庄屋スズヱさん	（90歳）	三岳１
成田　節子さん	（79歳）	日向２
工藤　賢一さん	（88歳）	館崎３
木田ミツヱさん	（96歳）	白符１
入江　登さん	（69歳）	吉岡３
今川　光子さん	（71歳）	新栄町
石川　秀雄さん	（71歳）	月崎１
花田　ヒテさん	（89歳）	日向１
中塚　静子さん	（70歳）	新栄町

運転免許更新時講習

○優良運転者講習
（福島町福祉センター）
４月14日（木）
午後６時から

○松前町の講習
（松前町総合センター）
４月20日（水）
違反講習…午前10時
優良講習…午後１時
一般講習…午後２時
初回講習…午後３時45分

吉岡温泉だより

無料開放

～今月の温泉の日～ 26日（火）

吉岡温泉では、町民の健康増進及び日頃の温泉利用に対する感謝の意を込めて、毎月行っている風呂の日の抽選会に代わり、毎月26日を「温泉の日」と定めて施設を無料開放いたします。
ぜひ、温泉入浴をお楽しみください！（当日は、スタンプカードへのスタンプ押印はありません）

２月風呂の日の当選者

白符	加藤　マサ	さん	木古内	野坂　東幹	さん
日向	対馬　勝美	さん	函館市	小熊　照子	さん
福島	北條　勝男	さん	札幌市	遠藤　英紀	さん
月崎	櫻庭合利子	さん	町外	野坂　清人	さん
新栄町	今井　隆	さん	町外	菊池　真人	さん

おめでとうございます！

広報ふくしま　2022　4月　第785号
令和４年４月１日発行
■発行／福島町　☎（0139）㊼３００１
http://www.town.fukushima.hokkaido.jp/
E-mail：info@town.fukushima.hokkaido.jp
■印刷／㈱長門出版社

日曜当番医

４月３日　やまゆりクリニック
10日　（松前町立松前病院）
17日　小笠原クリニック
24日　（木古内町国保病院）
※診療時間は、午前９時から午後３時までです。

人口と世帯（令和４年２月末現在）		前月比
人口	3,680 人	－10 人
男	1,704 人	－７ 人
女	1,976 人	－３ 人
世帯数	1,983 世帯	－３ 世帯